



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第47号)	3614
◇川崎市川崎市民館・労働会館条例(第48号)	3614
◇川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例(第49号)	3617
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第50号)	3618
◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第51号)	3618
◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(第52号)	3618
◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第53号)	3618
◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(第54号)	3619
◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第55号)	3619
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第56号)	3619
◇川崎市民館条例の一部を改正する条例(第57号)	3620
◇川崎市立図書館条例の一部を改正する条例(第58号)	3621
規 則	
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第56号)	3622
◇川崎市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(第57号)	3622
◇川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則(第58号)	3622

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第296号)	3625
◇認定特定非営利活動法人の代表者の変更(第297号)	3625
◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第298号)	3625
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第299号)	3625
◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第300号)	3625
◇道路の供用開始(第301号)	3625
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第302号)	3626
◇車両制限令の規定に基づく道路の指定及び通行方法(第303号)	3628
◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第304号)	3628
◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第305号)	3629
◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第306号)	3629
◇自転車等の撤去と保管(第307号)	3630
◇市道路線の認定(第308号)	3630
◇道路区域の決定(第309号)	3631
◇道路の供用開始(第310号)	3632
◇市道路線の廃止(第311号)	3633
◇港湾施設の名称、位置、規模等(第312号)	3633
◇予防接種の業務を行う場所(第313号)	3633
◇川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定解除(第314号)	3645
公 告	
◇一般競争入札の執行(第989号)	3647
◇公募型プロポーザルの実施(第990号)	3648
◇開発行為に関する工事の完了(第991号)	3649
◇一般競争入札の執行(第992号)	3649

◇道路位置の指定(第993号)	3659	◇一般競争入札の執行(第1034号)	3716
◇道路位置の指定(第994号)	3659	◇開発行為に関する工事の完了(第10	
◇開発行為に関する工事の完了(第99		35号)	3718
5号)	3659	◇一般競争入札の執行(第1036号)	3718
◇一般競争入札の執行(第996号)	3660	◇一般競争入札の執行(第1037号)	3730
◇一般競争入札の執行(第997号)	3661	◇開発行為に関する工事の完了(第10	
◇条例環境影響評価準備書の公告(第		38号)	3731
998号)	3662	◇一般競争入札の執行(第1039号)	3732
◇地区まちづくり育成条例に基づく地		◇一般競争入札の執行(第1040号)	3732
区まちづくり構想の認定の更新(第9		◇一般競争入札の執行(第1041号)	3733
99号)	3663	公告(調達)	
◇市街地再開発事業の施行地区となる		◇落札者等の公示(第234号)	3734
べき区域(第1000号)	3664	◇落札者等の公示(第235号)	3734
◇一般競争入札の執行(第1001号)	3664	◇一般競争入札の公告(第236号)	3734
◇一般競争入札の執行(第1002号)	3666	◇落札者等の公示(第237号)	3736
◇公募型プロポーザルの実施(第1003		◇落札者等の公示(第238号)	3737
号)	3667	◇一般競争入札の公告(第239号)	3737
◇一般競争入札の執行(第1004号)	3669	◇一般競争入札の公告(第240号)	3739
◇一般競争入札の執行(第1005号)	3671	税公告	
◇公募型プロポーザルの実施(第1006		◇差押調書(謄本)の公示送達(第86	
号)	3672	号)	3741
◇一般競争入札の執行(第1007号)	3674	◇納税通知書の公示送達(第87号)	3741
◇一般競争入札の執行(第1008号)	3675	◇差押調書(謄本)の公示送達(第88	
◇一般競争入札の執行(第1009号)	3676	号)	3741
◇一般競争入札の執行(第1010号)	3678	◇差押調書(謄本)の公示送達(第89	
◇一般競争入札の執行(第1011号)	3679	号)	3741
◇一般競争入札の執行(第1012号)	3681	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行(第1013号)	3683	◇川崎市上下水道局企業職員の人事評	
◇一般競争入札の執行(第1014号)	3684	価に関する規程の一部を改正する規	
◇一般競争入札の執行(第1015号)	3686	程(第23号)	3742
◇一般競争入札の執行(第1016号)	3687	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第1017号)	3689	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(	
◇一般競争入札の執行(第1018号)	3690	第39号)	3742
◇一般競争入札の執行(第1019号)	3692	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の	
◇一般競争入札の執行(第1020号)	3693	取消し(第40号)	3742
◇一般競争入札の執行(第1021号)	3695	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行(第1022号)	3696	事業者の指定(第41号)	3742
◇一般競争入札の執行(第1023号)	3698	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行(第1024号)	3700	事業者の指定事項の変更(第42号)	3743
◇一般競争入札の執行(第1025号)	3702	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行(第1026号)	3703	事業者の休止(第43号)	3744
◇一般競争入札の執行(第1027号)	3705	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行(第1028号)	3706	事業者の指定更新(第44号)	3744
◇一般競争入札の執行(第1029号)	3708	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第1030号)	3709	◇一般競争入札の執行(第46号)	3747
◇一般競争入札の執行(第1031号)	3711	◇一般競争入札の執行(第47号)	3750
◇一般競争入札の執行(第1032号)	3712	◇一般競争入札の執行(第48号)	3751
◇一般競争入札の執行(第1033号)	3714	◇一般競争入札の執行(第49号)	3753

上下水道局公告(調達)		区第121号).....	3783
◇落札者等の公示(第17号)	3753	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
交通局公告		送達(幸区第30号)	3783
◇一般競争入札の執行(第42号)	3753	◇差押調書(謄本)の公示送達(幸区	
◇一般競争入札の執行(第43号)	3755	第31号)	3783
◇一般競争入札の執行(第44号)	3756	◇差押調書(謄本)の公示送達(幸区	
病院局規程		第32号)	3783
◇川崎市病院局企業職員出勤記録整理		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
規程等の一部を改正する規程(第14		送達(中原区第36号)	3783
号)	3757	◇国民健康保険料に係る差押調書等の	
病院局公告		公示送達(中原区第37号)	3783
◇一般競争入札の執行(第33号)	3758	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の執行(第34号)	3760	(高津区第44号).....	3784
◇一般競争入札の執行(第35号)	3761	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
病院局公告(調達)		送達(高津区第45号)	3784
◇一般競争入札の公告(第19号)	3763	◇差押調書の公示送達(高津区第46号	
◇落札者等の公示(第20号)	3765	)	3784
監査公表		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇定期監査の結果の報告に基づく措置		送達(宮前区第33号)	3784
について(第7号)	3765	◇住民票の職権消除(宮前区第34号)	3784
◇監査の結果の訂正について(第8号)	3770	◇印鑑登録の抹消(宮前区第35号)	3784
職員共済組合公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇令和5年度決算の公告(第11号)	3770	(多摩区第27号).....	3785
区公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇介護保険料に係る督促状の公示送達		送達(麻生区第32号)	3785
(川崎区第108号)	3781	◇保険料に係る差押調書(謄本)の公	
◇国民健康保険料及び介護保険料等		示送達(麻生区第33号)	3785
に係る差押調書(謄本)の公示送達		◇住民票の職権消除(麻生区第34号)	3785
(川崎区第109号)	3781	区選挙管理委員会告示	
◇国民健康保険料に係る督促状の公示		◇川崎市川崎区選挙管理委員会規程の	
送達(川崎区第110号)	3781	一部を改正する規程(川崎区第5号)	3785
◇介護保険料に係る督促状の公示送達		◇川崎市幸区選挙管理委員会規程の一	
(川崎区第111号)	3781	部を改正する規程(幸区第5号)	3786
◇国民健康保険料に係る督促状の公示		◇川崎市中原区選挙管理委員会規程の	
送達(川崎区第112号)	3781	一部を改正する規程(中原区第4号)	3787
◇介護保険料に係る督促状の公示送達		◇川崎市高津区選挙管理委員会規程の	
(川崎区第113号)	3781	一部を改正する規程(高津区第5号)	3788
◇国民健康保険料に係る督促状の公示		◇川崎市宮前区選挙管理委員会規程の	
送達(川崎区第114号)	3782	一部を改正する規程(宮前区第4号)	3789
◇住民票の職権消除(川崎区第115号)	3782	◇川崎市多摩区選挙管理委員会規程の	
◇印鑑登録の抹消(川崎区第116号)	3782	一部を改正する規程(多摩区第4号)	3790
◇住民票の職権消除(川崎区第117号)	3782	◇川崎市麻生区選挙管理委員会規程の	
◇印鑑登録の抹消(川崎区第118号)	3782	一部を改正する規程(麻生区第4号)	3791
◇国民健康保険料に係る差押解除通知			
書の公示送達(川崎区第119号)	3783		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄			
本)の公示送達(川崎区第120号)	3783		
◇差押調書(謄本)の公示送達(川崎			

条 例

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第47号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第23条の5第1項中「次に掲げる寄附金」を「所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次項に規定する寄附金を除く。)」に改め、同項各号を削る。

附則第8項第15号を削り、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 14分の11

附則第8項第16号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第17号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、同項第19号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の5第1項の改正規定及び次項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「改正法」という。)附則第1条第11号に定める日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の条例(以下「新条例」という。)第23条の5第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及

び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

3 新条例附則第8項第12号の規定は令和7年度以後の年度分の固定資産税について、同項第18号の規定は同年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項第1号ニに規定する特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

川崎市川崎市民館・労働会館条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第48号

川崎市川崎市民館・労働会館条例

(目的及び設置)

第1条 実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業の実施による市民の教養の向上並びに労働組合その他諸団体の健全な発達及び労働者の勤労意欲の向上を図るとともに、利用者の交流を促進するため、川崎市川崎市民館・労働会館(以下「館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市川崎市民館・労働会館	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号

2 前項の館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市川崎市民館・労働会館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
川崎市川崎市民館・労働会館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号

(事業)

第3条 館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。
- (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会、研修会等の開催に関すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 文化活動の奨励を行うこと。
- (6) 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。
- (7) 社会教育関係団体の育成を図ること。
- (8) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（指定管理者）

第4条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に館の管理を行わせる。

- (1) 館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の削減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長等が必要と認める書類を市長等に提出しなければならない。

3 市長等は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会規則の規定に従い、館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

（利用時間及び休館日）

第7条 館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。
ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長等の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

種別	利用時間	休館日
川崎市川崎市 民館・労働会 館	午前9時から午後9時 30分まで（スタジオ及 びオンラインルームに あつては、午後9時ま で）	12月29日から翌年の1 月3日までの日
川崎市川崎市 民館・労働会 館大師分館 川崎市川崎市 民館・労働会 館田島分館	午前9時から午後9時 まで	(1) 毎月第3月曜日。 ただし、国民の祝日 に関する法律（昭和 23年法律第178号）に 規定する休日（以下 「休日」という。）に当 たるときは、当該日 の直後の休日でない 日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日

（利用許可）

第8条 館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（視聴覚器材器具の貸出し）

第9条 館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（入館等の制限）

第10条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

（利用許可の制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可をしない。

- (1) 施設等を毀損するおそれのあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が利用を不適当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、第8条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により第8条の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則若しくは教育委員会規則に違反したとき。

（施設等の変更禁止）

第13条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(貸出料)

第15条 館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。

(受講料及び入場料)

第16条 指定管理者は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。

2 前項の受講料又は入場料の額は、指定管理者がその都度定める。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の義務)

第20条 利用者は、善良な管理者の注意をもって館の施設等を利用しなければならない。

(原状回復)

第21条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第22条 市及び指定管理者は、第12条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第23条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則及

び教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(川崎市教育文化会館条例の廃止)

3 川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）は、廃止する。

(川崎市教育文化会館条例の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の川崎市教育文化会館条例第5条の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(川崎市総合教育センター条例の一部改正)

5 川崎市総合教育センター条例（昭和61年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「及び教育文化会館」を削る。

別表（第14条関係）

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ホ ー ル	大ホール	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	560円	1,230円	1,680円	3,470円
	ミニホール	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
種 別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
多 目 的 室	ルーム1	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム2	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム3	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム4	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム5	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム6	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム7	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム8	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	ルーム9	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム10	2,680円	3,350円	4,360円	10,390円
	ルーム11	2,680円	3,350円	4,360円	10,390円
教 養 室	交流室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	体育室1	440円	780円	1,340円	2,560円
	体育室2	440円	780円	1,340円	2,560円
	音楽室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	和室1	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室2	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	料理室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室1	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	実習室2	890円	1,000円	1,340円	3,230円

オープンスペース	3階オープンスペース	360円	420円	560円	1,340円
	4階オープンスペース	420円	540円	690円	1,650円
	5階オープンスペース	180円	200円	270円	650円
種 別		全日			
		9時～9時			
教養室	スタジオ1	1回(1時間) 400円			
	スタジオ2	1回(1時間) 500円			
	スタジオ3	1回(1時間) 700円			
	スタジオ4	1回(1時間) 600円			
オンラインルーム	オンラインルーム(大)	1回(1時間) 300円			
	オンラインルーム(個人)	1回(1時間) 100円			
種 別		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
分館	第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	実習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	和室	670円	780円	1,120円	2,570円

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における施設利用料の2割相当額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3 大ホール及びミニホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

入場料金	増額の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

4 3階オープンスペース、4階オープンスペース及び5階オープンスペースの施設利用料は、3階オープンスペースにあっては和室1を利用する場合、4階オープンスペースにあっては料理室を利用する場合、5階オープンスペースにあっては実習室2を利用する場合であって指定

管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

2 設備利用料

単 位	金 額
1式、1台、1本、1基、1枚、1個、1キロワット、1脚、1双その他1単位 1回	5,600円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 前項の規定にかかわらず、スタジオ1、スタジオ2、スタジオ3、スタジオ4、オンラインルーム(大)及びオンラインルーム(個人)においては、利用許可を受けた1時間を1回として扱う。

3 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

3 駐車場利用料

種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円

備考 普通自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第49号

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例

川崎市福祉事務所条例(昭和26年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市川崎福祉事務所の項中「のうち大師支所及び田島支所の所管区域を除いた区域」を削り、同表川崎市大師福祉事務所の項及び川崎市田島福祉事務所の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第50号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第51号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第52号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める

条例の一部を改正する条例

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア（ウ）中「20人」を「15人」に改め、同号ア（エ）中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第3条第4号アの規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第3条第4号アの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第53号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第35条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第51条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士並びに改正後の条例第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、同条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第54号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例(昭和63年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「川崎市多摩区登戸2,202番地1」を「川崎市多摩区登戸1,891番地1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第55号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

14	西加瀬地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西加瀬地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	
15	鷺沼4丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷺沼4丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第56号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

57	西加瀬地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西加瀬地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
58	鷺沼4丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷺沼4丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

57 西加瀬地区整備計画区域

建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 法別表第2(3)項第1号及び第2号に掲げるもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎で床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

58 鷺沼4丁目地区整備計画区域

建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 診療所 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの
建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の10以下でなければならない。この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に規定する地盤面(老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この号において「老人ホーム等」という。))の用途に供する建築物にあつては、建築基準条例第6条の2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メートル以下にあるものの老人ホーム等の用途に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)

建築物の容積率の最高限度	(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第26条に定める床面積
建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建蔽率は、10分の5（法第53条第3項第2号の規定に該当する建築物にあつては、10分の6）以下でなければならない。
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。 (1) 10メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第57号

川崎市民館条例の一部を改正する条例

川崎市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館に限る」を「川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く」に改める。

別表第1の1施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別			金 額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	幸宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円

種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	幸宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第3会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第4会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
教 養 室	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	和室	幸宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	670円	780円	1,120円	2,570円
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	幸宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	幸宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第1学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円

別表第1の2設備使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備使用料

単 位	金 額
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

別表第1の2設備使用料の表備考第3項を削る。

別表第2の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別			金 額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津多摩麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円

種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
会議室	大会議室	高津 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	中原 高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第2会議室	中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3会議室	中原 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4会議室	中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
多摩		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
教養室	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	料理室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	

体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

別表第2の2設備利用料の表中「1張」の次に「1室」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 川崎市多摩市民館、川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第58号

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例

川崎市立図書館条例(昭和25年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「図書館(」の次に「川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、」を、「川崎市立高津図書館橘分館」の次に「及び川崎市立麻生図書館柿生分館」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

規 則

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第56号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第55号様式の9中「印」を削り、同様式注第4項中「附則第7条第6項」を「附則第7条第7項」に改める。

別表第55号様式の9の2中「印」を削り、同様式注第3項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第18項」に改め、同様式注第5項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第18項」に、「附則第7条第14項」を「附則第7条第19項」に改める。

別表第55号様式の11中「印」を削り、同様式注第5項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

別表第55号様式の12注第5項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

別表第55号様式の13中「印」を削り、同様式注第4項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改める。

別表第55号様式の14注第5項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第57号

川崎市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市老人福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項第2号中「第25項」を「第35項」

に、「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則をここに公布する。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第58号

川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市川崎市民館・労働会館条例(令和6年川崎市条例第48号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市民館・労働会館(以下「館」という。)の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)

(4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書等の提出」という。)の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定予定期間に属する各年度の館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別記様式)により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長と館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書

川崎市指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を川崎市川崎市民館・労働会館の指定管理者に指定しましたので、川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

告 示

川崎市告示第296号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年6月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第297号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第53条第1項の届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年6月18日

川崎市長 福田紀彦

名称	変更	変更事項	変更前	変更後
特定非営利活動法人川崎市サッカー協会	令和6年5月26	代表者の氏名	平岡 茂	大高 常勝

川崎市告示第298号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年6月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第299号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年6月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第300号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年6月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第301号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年6月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年6月19日から令和6年7月3日まで一般の縦覧に供します。

令和6年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
登戸 第309号線	川崎市多摩区登戸2016番2先	関係図面のとお
	川崎市多摩区登戸2079番1先	

川崎市告示第302号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和6年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 形質変更時要届出区域の所在地

川崎市中原区上小田中四丁目1333番1、1337番1、1337番2、1338番1、1338番2、1339番1、1339番2、1340番2、1341番1、1341番2、1342番1、1342番2、1343番2の各一部（別図のとお）

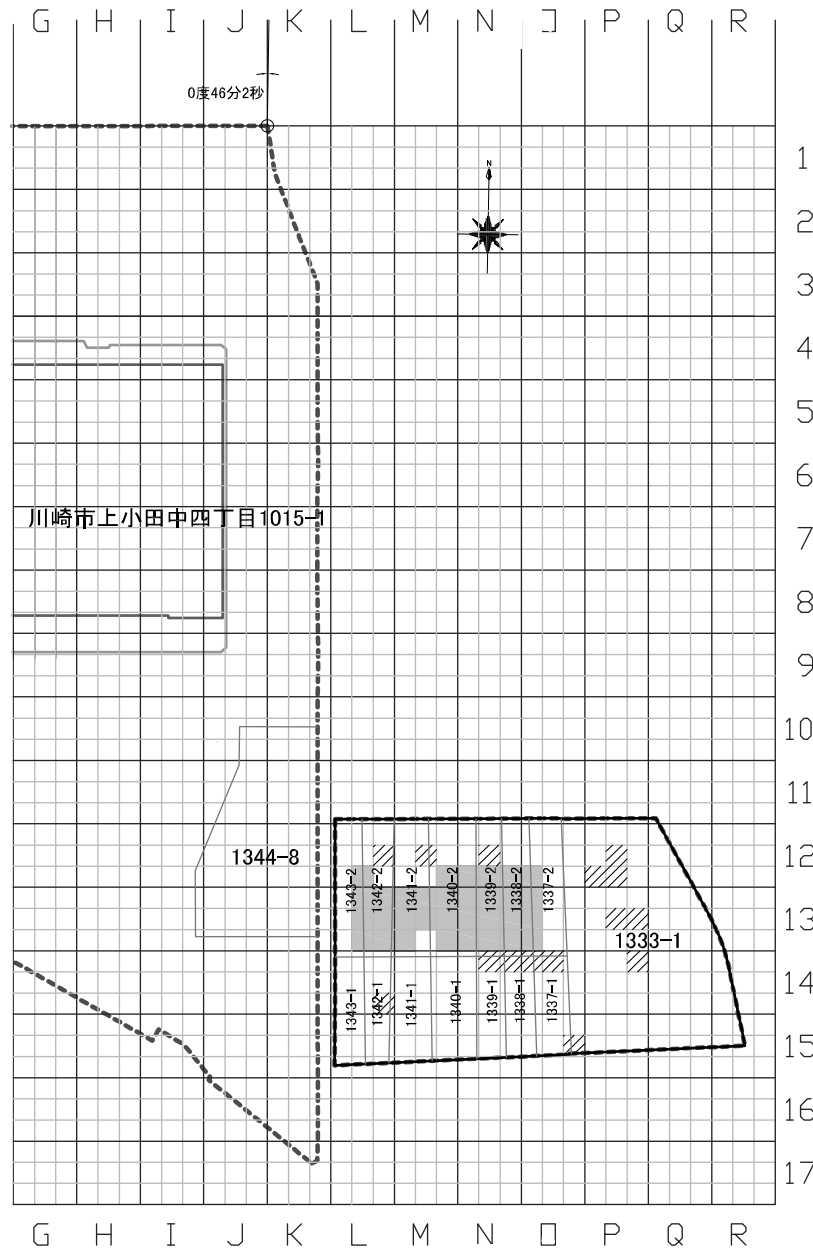
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

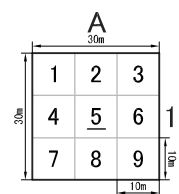
4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無 該当なし



〈起点〉
起点は川崎市中原区上小田中4丁目1015番1、1344番8の最北端とする。

〈格子の回転角度:0度46分2秒〉
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

- SMW
- 仮囲い
- 敷地境界
- 地番境界
- 法第4条第1項申請範囲
- 指定する区域(未調査範囲)
- ▨ 指定する区域



下線部をA1-5と称す

別図

川崎市告示第303号

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の公示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道 日ノ出8号線	川崎市川崎区日ノ出2丁目16番1先から 川崎市川崎区日ノ出1丁目17番3先まで

2 指定する期日 令和6年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

川崎市告示第304号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年6月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
エリーズ株式会社	1475303689	エリーズケアサポート	川崎市高津区溝口 2-26-6 プロプリエテール三田103	訪問介護 居宅介護支援
株式会社ネクストホーム	1475004667	ケンコーホームウエスト	川崎市川崎区境町11番20号 シャトー小林202号室	訪問介護
株式会社KuoKoa.	1475602718	はしわたし	川崎市麻生区上麻生7丁目 13-10	訪問介護
医療法人社団明晃会	1475403133	トリプルケアいなだ	川崎市多摩区菅4-3-35 セリシールミツ1階	居宅介護支援
株式会社 ベネッセスタイルケア	1475602700	ベネッセ介護センター 読売ランド前	川崎市麻生区多摩美 1-3-11-B	訪問介護
株式会社mintメディカル	1475004683	ミントケアプラン川崎	川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール互惠ビル502号 室	居宅介護支援
株式会社LUANA	1475604675	株式会社LUANA	川崎市川崎区浅田 3-14-7 クオレカリーノ101	共生型訪問介護
合同会社 BLUE BLUE	1475004642	居宅介護支援事業所 BLUE BLUE	川崎市川崎区京町 2丁目8番16号	介護予防支援

株式会社N・フィールド	1465490321	訪問看護ステーション デューン登戸	川崎市多摩区登戸583-2 FUJIYUKIビル 2階	訪問看護 介護予防訪問看護
-------------	------------	----------------------	--------------------------------	------------------

川崎市告示第305号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業

者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年3月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
エネルヒア川崎株式会社	1495300426	レコードブック川崎千年	川崎市高津区千年552-1 ウィズKYH1階	地域密着型通所介護
株式会社インターネット インフィニティ	1495400747	レコードブック登戸	川崎市多摩区宿河原 1-6-1 ダイアパレス 登戸101B	地域密着型通所介護
有限会社 セイフティーケア	1475600597	有限会社セイフティーケア	川崎市麻生区上麻生 4-57-1-502	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
医療法人新光会（社団）	1475602072	みのり居宅介護支援事業所	川崎市多摩区西生田5丁目 24番1号	居宅介護支援

川崎市告示第306号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業

者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年4月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ゆうゆう	1475201214	ゆうゆう子母口	川崎市高津区子母口309番地	地域密着型通所介護
セントケア神奈川株式会社	1475500995	セントケア宮前野川	川崎市宮前区西野川 3-10-3	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
パナソニックエイジフリー 株式会社	1495400424	パナソニック エイジフリーケアセンター 川崎登戸・小規模多機能	川崎市多摩区登戸138番地	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
日本ロングライフ株式会社	1475502322	ロングライフ宮崎台 ケアプランセンター	川崎市宮前区宮崎1丁目 13番17号	居宅介護支援
日本ロングライフ株式会社	1475502314	ロングライフ宮崎台 ケアセンター	川崎市宮前区宮崎1丁目 13番17号	訪問介護

医療法人社団いれいめい会	1475600258	新百合ヶ丘居宅介護支援事業所 さくらそう	川崎市麻生区上麻生 3-14-20	居宅介護支援
株式会社バックプロ	1475303234	訪問介護事業所さとり	川崎市高津区北見方 3-10-17-102 シティハイムチヨダ	訪問介護
ヒューマンライフケア株式会社	1475502868	ヒューマンライフケア宮前 ケアプランセンター	川崎市宮前区水沢 3-13-22	居宅介護支援
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	1475004485	ケアリッツ川崎大師	川崎市川崎区旭町 2-24-5 吉原第2ビル302	訪問介護
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	1475102396	ケアリッツ新川崎	川崎市幸区南加瀬 1-10-38 夢見ハイツ201	訪問介護
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	1475403075	ケアリッツ登戸	川崎市多摩区宿河原 1-7-8 レフォール登戸206	訪問介護
有限会社サン矢留	1475002695	ナイトデイこくあ 京町	川崎市川崎区渡田山王町 17-12 ノースワン2階	地域密着型通所介護

川崎市告示第307号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第308号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
10	梶ヶ谷宮第35号線	宮前区 梶ヶ谷	1464番 1先	
		宮前区 梶ヶ谷	1461番 1先	
11	神木本町第189号線	宮前区 神木本町3丁目	1942番 14先	
		宮前区 神木本町3丁目	1942番 7先	
12	登戸第363号線	多摩区 登戸	2570番 4先	
		多摩区 登戸	2583番 4先	
13	登戸第364号線	多摩区 登戸	2580番 5先	
		多摩区 登戸	2540番 9先	
14	登戸第365号線	多摩区 登戸	2535番 1先	
		多摩区 登戸	2568番 1先	
15	登戸第366号線	多摩区 登戸	2447番 5先	
		多摩区 登戸	2458番 6先	
16	登戸第367号線	多摩区 登戸	2487番 9先	
		多摩区 登戸	2487番 8先	
17	登戸第368号線	多摩区 登戸	2223番 4先	
		多摩区 登戸	2433番 2先	

道路の種類 市道

—3631—

[illegible]

川崎市告示第310号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和6年6月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年6月25日から令和6年7月9日まで一般の縦覧に供します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

[illegible]

川崎市告示第311号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和6年6月25日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
21	野川 第358号線	宮前区 南野川2丁目 2677番	先	
		宮前区 南野川2丁目 2676番	2先	
22	長尾 第129号線	多摩区 長尾1丁目 53番	2先	
		多摩区 長尾1丁目 49番	4先	
		以下余白		

川崎市告示第312号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から適用する。

令和6年6月27日

川崎市市長 福田 紀彦

別表13荷さばき地の表中

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	24,073
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	152,858
	専用利用	川崎区千鳥町	257,495
		川崎区東扇島	107,225
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

を
「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	24,073
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	148,675
	専用利用	川崎区千鳥町	257,495
		川崎区東扇島	107,225
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

に改める。

川崎市告示第313号

川崎市市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和6年6月27日

川崎市市長 福田 紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル3F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F

医療機関名	住所	
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4-8F	
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリバーク6F
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
みなとみらい夢クリニック川崎院	川崎市川崎区駅前本町26-4	ラウンドクロス川崎ビル8F
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタbuilding3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	八丁堰クリニックファーム2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6階
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
大江医院	川崎市川崎区川中島1-13-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエB棟104号
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	

医療機関名	住所	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
キャップスクリニック小田栄	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2階
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン川崎小田栄店2階
浅田内科・循環器内科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4-111	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安士医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8-1A	
ミューザ川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310番地	ミューザ川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310-2F	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7	
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	

医療機関名	住所	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ2F
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
南武医院	川崎市幸区下平間205	
横山在宅診療所	川崎市幸区下平間23-1 2F	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-3F	
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-2F	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1階
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14-2F	
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302-4F452	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉北館2F

医療機関名	住所	
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
Nao Women's Clinic	川崎市中原区新丸子町741	H-moll 1階
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツⅠ 101
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
亀谷クリニック	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック内科・泌尿器科	川崎市中原区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
キャップスクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エバビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区苅宿24-37	
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
古矢整形外科	川崎市中原区西加瀬4-12	
野ロクリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	
はぐみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27-101	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
元住吉駅前こころみクリニック・内科・小児科・耳鼻咽喉科・婦人科	川崎市中原区木月1-22-1	元住吉ブラザビル 2階／3階
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランリビオ元住吉116
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3-1F	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	

医療機関名	住所	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	J0Jビル1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31-2F	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
中島こどもと家族のクリニック	川崎市中原区新城3-5-1	
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25-3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2階	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル4F
武蔵新城メディカルクリニック	川崎市中原区上新城2-3-16	LAPORTA202
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3-2F	
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階
こすぎクリニック	川崎市中原区小杉町3-249-2-101	
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベルクレール武蔵小杉2F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテェール小杉1階
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	A-303
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529-12	STEPS-3
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズウエスト1F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
武蔵小杉小児科・てんかんクリニック	川崎市中原区小杉町3-24-10	KOSUGI iHUG ウェルネスリビング棟1F
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	

医療機関名	住所	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11-2F	
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
溝のロクリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
溝の口脳神経外科クリニック	川崎市高津区溝口2-14-31-3F	
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝のロビル2F
優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
みきレディースクリニック	川崎市高津区溝口2-10-2	メディカルモール関口ビル2F
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子5-2-5	第1井上ビル2A
ブレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館1階
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワー 1F
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3-203	
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノロビル4F
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	川崎市高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
K S Pクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク 西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝のロ1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール7F
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F

医療機関名	住所	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮フ科	川崎市高津区千年301-1-203	
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9-1F	
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5-2F	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2F
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8-3F	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルパリエ梶ヶ谷2F
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3-3F	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ありま眼科	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンド・ベース3F
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレール鷺沼ヴェルエスタ203
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	

医療機関名	住所	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
すずか小児科・皮ふ科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル2F
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
いどりレディースクリニック宮前平	川崎市宮前区小台2-5-1-303	
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6階
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3-101	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F

医療機関名	住所	
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・バツハ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8-2F	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	
みやまえファミリークリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
きりはら内科消化器クリニック	川崎市宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31-201	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスダエレメントビル3階
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オークヒルズ101号
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2-2F	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	バー ドタウン7番館1F
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
clinic WIZ のぼりと・ゆうえん小児科	川崎市多摩区登戸1927-1	アリストイオ1F

医療機関名	住所	
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256-1F	
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 401
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	ブラザ向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
登戸プライマリ・ケアクリニック	川崎市多摩区登戸2498	ウインドワード登戸601号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
向ヶ丘たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2088	第7井出ビル4階
ゆきぼしクリニック	川崎市多摩区登戸2777	N100ビル302号室
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイズミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田医療モール1F
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ 1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	

医療機関名	住所	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-2	
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4階405区画
おばた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A・B
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシャンブル204
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合ヶ丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
百合丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
米田胃腸科外科	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35-1F	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18-201	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
芥川バースクリニック	川崎市麻生区上麻生5-47-1	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	

医療機関名	住所	
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	ドレイクビル5F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
だるま内科・内視鏡クリニック	川崎市麻生区下麻生2-3-7	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1階
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
いはらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F

川崎市告示第314号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長
が別に定める場所の指定解除について

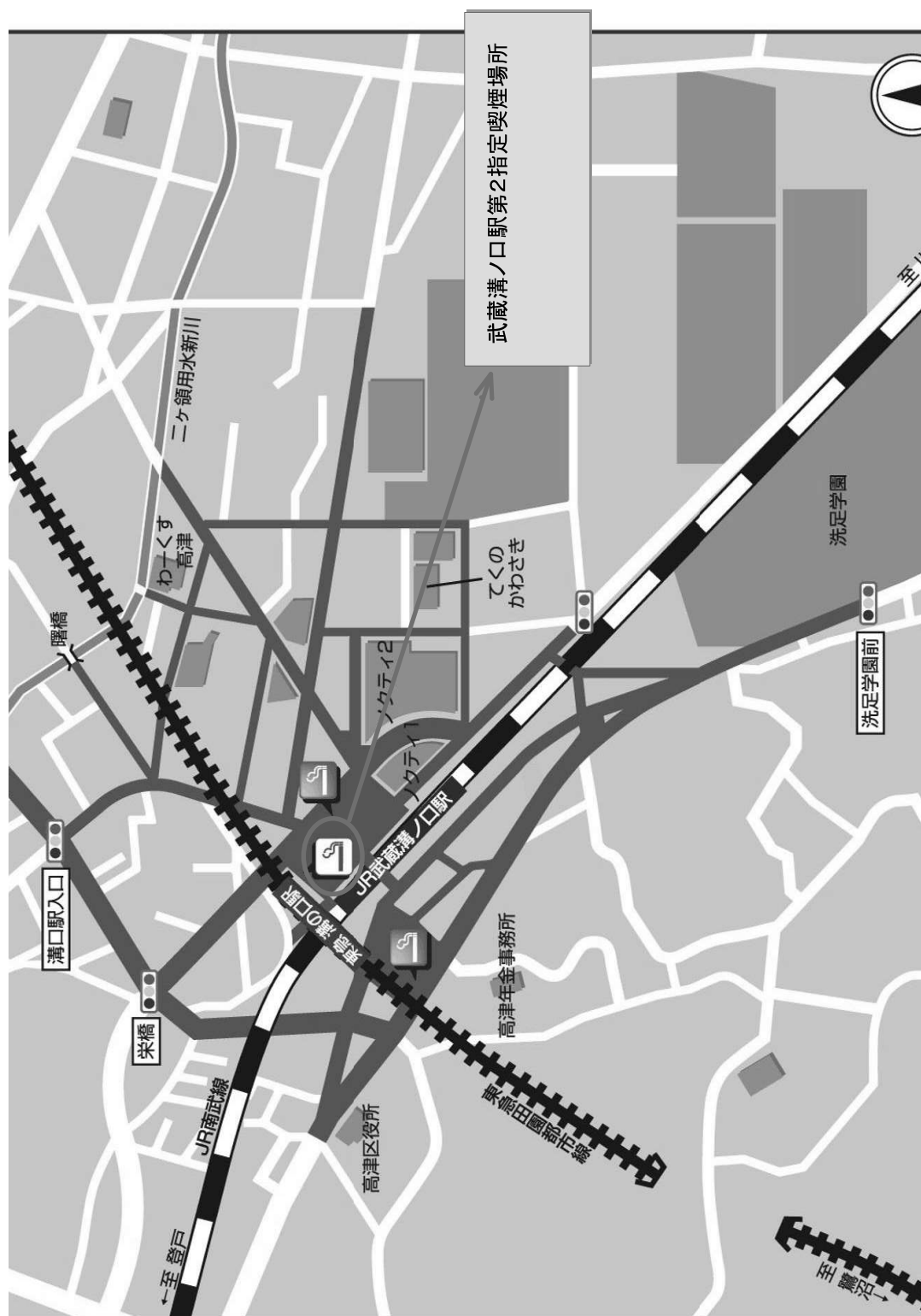
川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市
条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防
止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定した市長
が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）を解
除しますので、次のとおり告示します。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

指定の効力が生ずる日

指定解除の効 力が生ずる日	重点区域の 名称	指定喫煙場所の 名称及び場所	位置
令和6年 6月30日	武蔵溝ノ口駅 周辺	武蔵溝ノ口駅第2指定喫煙 場所	別図の とおり



公 告

川崎市公告第989号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度 川崎市立学校施設の電気
量及び水道量等調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校169校
- (3) 履行期間 契約日から令和6年9月13日(金)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 入札資格

本入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、かつ、企業規模「中小企業」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

本入札への参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付方法

入札参加申込書は仕様書等と併せて、次のURL先に掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000166994.html>

(2) 提出期間

令和6年6月17日(月)から令和6年6月24日(月)まで

(3) 提出書類

入札参加申込書(押印不要)

(4) 提出方法

入札参加申込書をpdf化した上で、担当部署宛に電子メールにより提出してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和6年6月26日(水)までに、提出時のメールアドレス宛に確認通知書を添付して返信します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和6年6月27日(木)から令和6年7月2日(火)まで

イ 提出方法

担当部署宛に電子メールで提出してください(様式自由)。

なお、電話、FAX、口頭等による質問は不可とします。

(2) 回答

ア 回答日

令和6年7月4日(木)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を添付して、すべての入札参加者に対して、入札参加申込書提出時のメールアドレス宛に送信します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次の事由のいずれかに該当したときは、入札参加資格を喪失するものとします。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記した上で、担当部署の窓口を持参してください。

イ 郵送による入札の場合

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記した上で、必ず書留郵便により送付してください。なお、当該送付を行ったら速やかに、担当部署宛に電話をしてください。

(2) 入札書の提出期限

ア 持参による入札の場合

令和6年7月16日(火)17時

イ 郵送による入札の場合

令和6年7月16日(火)必着

(3) 入札保証金

- 免除
- (4) 開札の日時
令和6年7月17日(水)9時
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な
入札を行った入札者を落札者としてします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うこと
があります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会
計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の
提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を
もって契約保証金の納付に代えることができます。
また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合
は、納付を免除します。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約規則及び川
崎市競争入札参加者心得等の定めるところによりま
す。

10 担当部署

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル3階

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部

地域教育推進課 永田

電話番号 044-200-3309

電子メールアドレス 88chiiki@city.kawasaki.jp

川崎市公告第990号

令和6年度川崎市地方卸売市場南部市場の運営方針に
関する検討業務委託の業者選定に関する公募型企画提案
の実施について、次のとおり公告します。

令和6年6月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 令和6年度川崎市地方卸売市場南部市
場の運営方針に関する検討業務委託

(2) 業務事項

川崎市地方卸売市場南部市場は、老朽化等に伴う
施設整備、繰入金等による恒常的な財源充当などの
課題を抱えている状況である。

本委託は、南部市場における課題等を踏まえ、令
和5年度までの検討結果等を基に「川崎市卸売市場
経営プラン改訂版」に掲げる市場のビジョン、基本
目標等の実現に向け「(仮称)川崎市地方卸売市場南
部市場の今後の運営方針」の策定及び策定後の事業
推進のために必要な業務を委託するものである。

- (3) 委託期間 契約締結日～令和7年3月21日(金)

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 卸売市場の運営や整備に関するコンサルティング
業務等の実績がある者(参加意向申出書提出時に、
実績を示す資料を添付してください)
- (2) 定量的な分析・評価に関する業務実績がある者
(参加意向申出書提出時に、実績を示す資料を添付
してください)
- (3) 建築士法による一級建築士の資格を有する者(参
加意向申出書提出時に、一級建築士の資格を有する
者が在籍していることを確認できる資料を添付して
ください)
- (4) 法人格を有する者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正
手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法
(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申
立がなされていない者
- (6) NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2
条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又
は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当
する活動を行う者、その他の法人においては定款等
により同様の事業目的が確認できる者
- (7) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でない者
- (8) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと
- (9) 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格名簿にお
いて、業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調
査・測定」に登録がある者
- (10) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及
び地方消費税を滞納していない者
- (11) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5
号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配
法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの
ない者

- (12) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 3 提案者を特定するための審査基準
- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 事業実施体制
- (3) 提案内容の工夫
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性
- 4 担当部局
- 川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場(南部市場調整)
- 〒216-8522 神奈川県川崎市宮前区水沢1-1-1
- 電 話 : 044-975-2226
- F A X : 044-975-2242
- メールアドレス : 28hokan@city.kawasaki.jp
- 5 企画提案実施要領の交付の期間、場所
- (1) 配付期間 6月17日(月)～6月25日(火)17時まで
- (2) 交付場所 4と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、提出方法及び送信先
- (1) 受付期間 6月17日(月)～6月25日(火)17時必着
- (2) 提出方法 電子メール(原本は、企画提案書の郵送時に併せて郵送)
- (3) 送 信 先 4と同じ
- 7 企画提案書の受付期間、提出方法及び郵送先
- (1) 受付期間 7月1日(月)～7月8日(月)17時必着
- (2) 提出方法 郵送(書留郵便等の配達記録が残るものを使用)
- (3) 郵 送 先 4と同じ
- (4) 提出書類 企画提案書3部、見積書3部(正本1部と写しを2部)、会社概要(パンフレット等)3部、業務実施体制・主な事業実績(様式は任意)3部、委託業務実施スケジュール3部、参加意向申出書の原本(6で送信したデータと同一のもの)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
- 要する

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	一般国道132号舗装道補修(切削・打換)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区榎町1丁目1番地先
	履 行 期 間	契約の日から100日間

- 10 関連情報を入手するための照会窓口
- 4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額
- 8,173,999円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
- 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) その他
- ア 企画提案会の開催は7月12日(金)を予定しています。
- イ 審査結果の発表は7月17日(水)を予定しています。
- ウ 詳細は、本公募型企画提案実施要領を御参照ください。

川崎市公告第991号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年6月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
- 川崎市麻生区千代ヶ丘八丁目7番10
- 708平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 神奈川県川崎市幸区新川崎7-7
- 大和ハウス工業株式会社 川崎支店
- 支店長 柳田 宗利
- 3 予定建築物の用途
- 一戸建ての住宅
- 計画戸数 : 4戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
- 令和4年9月7日
- 川崎市指令 ま宅審(イ)第54号
- 令和5年7月28日
- 川崎市指令 ま宅審(イ)第184号(変更)

川崎市公告第992号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年7月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。

そ の 他

詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道南加瀬32号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬1丁目3番地先他2箇所
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年7月3日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 緑ヶ丘霊園サクラ並木等更新工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延1241
	履 行 期 間	契約の日から令和6年12月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年7月3日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内主要地方道幸多摩線道路築造(その2)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内1丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年7月3日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度道路照明設置工事
	履 行 場 所	崎市麻生区南黒川3-3番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から125日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月10日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	南生田中学校直結給水化改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区南生田3丁目4番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	子ども夢パーク冷暖房設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延5丁目30番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	

参 加 資 格	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	柿生学園非常用発電設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月21日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	有馬小学校用務員作業所新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬5丁目12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	みぞのくち保育園ほか1か所冷暖房設備改修その他工事
------------	-----	---------------------------

競争入札に付する事項	履 行 場 所	川崎市高津区溝口4丁目19番2号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	稲田小学校ほか1校高圧負荷開閉器改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目18番1号ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	千鳥町船舶用陸上電気供給設備新設工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町15-9
	履 行 期 間	契約日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参 加 資 格	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第993号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和6年6月19日

川崎市長 福田 紀 彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区上作延134番地3 畔上 嘉美		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区上作延字北原174番1の一部、183番の一部、道の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	11.94メートル
	6.00メートル		7.97メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第201号		指定 年月日	令和6年 6月19日

川崎市公告第994号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和6年6月20日

川崎市長 福田 紀 彦

築造主 住所・氏名	横浜市神奈川区栄町5番地1 株式会社レイナハウス 代表取締役 松本 茂人
--------------	--

道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅三丁目92番1の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	17.30メートル
川崎市指令ま建指第202号		指定 年月日	令和6年 6月20日

川崎市公告第995号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年6月20日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久地一丁目505番1

ほか4筆

1,183平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区下作延四丁目19番20号
株式会社 タック 代表取締役 木所 工

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 9戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成27年6月15日
川崎市指令 ま建管宅審(イ)第27号
平成28年7月1日
川崎市指令 ま建管宅審(イ)第42号(変更)
令和3年4月19日

川崎市指令 ま宅審(イ)第6号(変更)
令和3年10月4日
川崎市指令 ま宅審(イ)第63号(変更)

川崎市公告第996号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和6年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 旧川崎市市民ミュージアム館内作品撤去等業務委託
- (2) 履行場所 旧川崎市市民ミュージアム(川崎市中原区等々力1-2)
- (3) 履行期限 令和7年3月14日まで
- (4) 概 要

旧川崎市市民ミュージアム(以下、「旧施設」という。)の導入空間及び逍遙展示空間に設置されている8点の館内作品を撤去・梱包し、一部の作品については発注者が指示する場所に運搬するもの。

これらの作品は、昭和63年の開館当時に旧施設に設置したものであるが、令和元年東日本台風による被災により旧施設での再開はせず、新たな場所で再建することとした。また、等々力緑地再編整備計画により、旧施設の除却が決定していることから、本市が令和5年度に実施した作品の劣化及び設置状況等の調査結果に基づき、本業務において作品の移設・保管を目的とした撤去・梱包・運搬等を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録されている者
- (4) 過去5年間で公立の博物館又は美術館の展示改修又は収藏品移設に関する業務の契約実績を有し、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加申込書及び仕様書等の配付、提出期間及び提出場所等

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 入札参加申込書及び仕様書等の配付

入札参加申込書及び仕様書等は、川崎市市民ミュージアムのホームページにて掲載します

(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000166430.html>)。また、3(2)に記載の期間に、3(3)の場所において配布します。

(2) 配布及び提出期間

令和6年6月21日(金)から令和6年6月27日(木)まで(土曜日、日曜日を除く)の9時から正午まで及び13時から17時まで。

(3) 配布及び提出場所(契約担当部署)

市民文化局川崎市市民ミュージアム

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生6-15-2

電 話: 044-712-2800

ファクス: 044-712-2805

メー ル: 25museum@city.kawasaki.jp

(4) 提出方法

持参

(5) 提出書類

入札参加申込書

上記2(4)の契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(6) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合にはこれに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により入札参加申込書を提出し、上記2(1)~(4)の条件を満たした者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、入札参加申込締切日後、令和6年6月28日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、ファクス又は書面で送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問受付期間

令和6年6月28日(金)から令和6年7月5日(金)までの9時から正午まで及び13時から17時までとします。

(2) 質問書の様式、質問書の提出方法

質問書は、競争入札参加資格確認通知書の送付時に送付します。質問書の提出方法は、3(3)に記載したメールアドレス又はファクスへの送信により、送信後には、必ず質問書を送信した旨を御連絡ください。なお、電話等による問合せには一切応じません。

(3) 回答方法

全ての質問及び質問への回答については、令和6年7月8日(月)午後5時までに、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、ファクス又は書面で送付します。なお、回答後の再質問には

応じません。

6 現地確認

競争入札参加資格があると認められた者で、現地確認を希望する場合は、令和6年7月1日(月)から令和6年7月3日(水)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で、日程調整のうえ実施します。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び場所

令和6年7月16日(火)10時

川崎市川崎区宮本町1

川崎市役所本庁舎21階市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

8(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としてします。但し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

要(契約金額の10%)。但し、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 入札の手続等の詳細は入札説明書によります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

川崎市公告第997号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前平中学校校舎増築家屋事前調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目7番地
	履 行 期 間	令和6年11月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月25日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	上作延1号橋ほか4橋橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履 行 場 所	川崎市高津区上作延2丁目6番地先ほか4箇所
	履 行 期 間	令和6年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月25日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第998号

(仮称)小杉町一丁目計画に係る条例環境
影響評価準備書及び要約書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

名 称: 三井不動産レジデンシャル株式会社
代表者: 執行役員 横浜支店長 岡本 達哉
所在地: 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)小杉町一丁目計画

(2) 種類

高層建築物の新設(第1種行為)
住宅団地の新設(第3種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区小杉町一丁目403-53 外

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

都市型住宅の新設及び都市基盤施設・商業等施設・広場の整備

(2) 内容

計画地面積 約5,290㎡
建物高さ: 約155m(塔屋等を含む最高高さ 約165m)
延べ面積 約53,000㎡(うち、住宅約 47,100㎡)

5 指定開発行為の施行期間

令和7年6月から令和11年10月

6 条例環境影響評価準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例方法書に係る市民等意見、審査結果及び指定開発行為者の見解

第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第4章 環境影響評価項目の選定等

第5章 環境影響評価

第6章 環境保全のための措置

第7章 環境配慮項目に関する措置

第8章 環境影響の総合的な評価

第9章 事後調査計画

第10章 関係地域の範囲

第11章 その他

資料編

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和6年6月24日(月)から令和6年8月7日(木)まで

(2) 場所及び時間

いずれの場所も土曜日、日曜日、祝日は除きます。

また、縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います

ア 川崎市

- ・ 中原区役所(5階パブリックコメントコーナー) 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 環境局環境評価課(市役所本庁舎20階) 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 横浜市

- ・ 港北区役所 午前8時45分から午後5時まで
- ・ みどり環境局環境影響評価課 午前8時45分から午後5時15分まで

ウ 東京都大田区

- ・ 大田区役所本庁舎8階22番 環境計画課 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 大田区地域力推進部田園調布特別出張所 午前8時30分から午後5時まで

エ 東京都世田谷区

- ・ 世田谷区役所二子玉川分庁舎3階 環境・エネルギー施策推進課(B35) 午前9時から午後5時まで

川崎市公告第999号

川崎市地区まちづくり育成条例施行規則(平成21年川崎市規則第49号)第24条第5項において準用する川崎市地区まちづくり育成条例(平成21年川崎市条例第56号)第12条第5項の規定により、宮崎・土橋・神木地区地区まちづくり構想の認定を令和6年6月24日付けで更新したので、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第22条の規定により、公告します。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 地区まちづくり構想の内容

(1) 地区まちづくり構想の名称

宮崎・土橋・神木地区 地区まちづくり構想

(2) 地区まちづくり目標

住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目標に掲げて地区まちづくりを進めます。

(3) 地区まちづくり基準

- ア 建築物の用途について(特定地区まちづくり基準：下線部)
(地区まちづくり基準：

下線部以外)

建築物の用途は、次に定めるもののいずれかとする。

(ア) 住宅

ただし、長屋及び共同住宅を除く1戸建ての住宅

(イ) 長屋又は共同住宅

ただし、以下の宮崎・土橋・神木地区建築協定運営委員会が定める

基準に適合する2世帯住宅とする。

＜宮崎・土橋・神木地区建築協定運営委員会が定める建築物の用途に関する基準＞

a 「1戸建ての住宅」とは、1の住戸を有する建築物をいう。「住戸」とは、専用の居住室、台所、便所及び出入口(玄関及び勝手口)を有するものとする。

b 「2世帯住宅」は、2つの世帯が他と独立して、家庭生活を営むための建築物で、各々専用又は共用の居住室、台所、便所及び出入口(玄関及び勝手口)を有するものとする。ただし、外階段を設ける場合は、1つ限りとし、その設置位置、構造及び材質は次のとおりとする。

c 外階段の設置箇所は、隣接する住宅の平穏な生活を害さないように配慮し、敷地境界線から十分な距離(外階段の外側部分と敷地境界線の距離は1メートル以上とする。)をとること。

d 外階段及びこれに続く踊り場が隣接する住宅、特に居室部分を見通しできないように構造上配慮し、かつ、必要に応じて目隠し等の設備を設けること。

e 外階段の昇降に伴い発生する騒音の防止に配慮し、適切な材質を使用すること。

イ 建築物の高さについて(特定地区まちづくり基準)

建築物の高さは、最高9メートルを限度とし、軒の高さは6.5メートルを超えないものとする。

ウ 建築物の階数について(特定地区まちづくり基準)

地階を除く階数は2以下とする。

エ 建築物の敷地について(特定地区まちづくり基準)

敷地の分割はできないものとする。ただし、分割後のそれぞれの敷地面積が、165平方メートルを超える場合は、この限りではない。

オ 建築物の敷地の地盤面の高さについて(地区まちづくり基準)

敷地の地盤面の高さの変更はできないものとする。ただし、自動車車庫の設置若しくは撤去、又は階段や車いすのためのスロープ築造のため、並びに防災上、景観上等に配慮した上での最低限の切土若しくは盛土による変更は、この限りではない。

カ 建築物の敷地の境界壁について（地区まちづくり基準）

敷地の境界壁（高低差に伴う既設の擁壁は除く。）は、良好な住宅地景観が形成されるよう配慮し、ブロック塀その他これに類するものは極力避け、植樹、ネットフェンス、垣根その他これに類する開放性、通風性のあるものとし、住環境をそこなわないよう努めるものとする。

- (4) 地区まちづくり活動計画
なし
- (5) 地区まちづくり組織の名称：宮崎・土橋・神木地区建築協定運営委員会
- (6) まちづくり組織の認定番号：第S1302号
- (7) 地区まちづくり構想の対象となる区域：宮前区宮崎6丁目の一部、土橋7丁目の一部、神木1丁目の一部で別図に定める区域
- (8) 地区まちづくり構想の認定番号：第K1401号
- (9) 地区まちづくり構想の認定の有効期間：令和17年3月31日

川崎市公告第1000号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項の規定により準用する同法第7条の3第2項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、都市再開発法施行規則（昭和44年11月26日建設省令第54号）第9条の規定により、区域を表示する図面を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定により準用する第7条の3第3項の規定により、この公告のあった日から起算して30日以内に、川崎市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

令和6年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 申請者
京急川崎駅西口地区市街地再開発組合設立発起人
横浜市西区高島1丁目2番8号

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 川俣 幸宏 他4名

- 2 申請日
令和6年6月10日
- 3 設立予定の組合名称
京急川崎駅西口地区市街地再開発組合
- 4 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
川崎区駅前本町
15番8、16番4の一部、17番1、2、3、4、5、6、18番3、4、5、19番8の一部、9の一部、20番1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、21番1の一部、2の一部、3の一部、5の一部、6の一部、7の一部、8、9、10、11の一部、12の一部、30番7の一部
- 5 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所
川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課
（川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階）
川崎区役所 3階 市政資料コーナー
（川崎市川崎区東田町8番地）
- 6 縦覧期間
令和6年6月24日から令和6年7月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 7 縦覧時間
午前8時30分から午後5時00分まで

川崎市公告第1001号

入 札 公 告

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
川崎国際エコビジネスフォーラム開催等支援業務委託
 - (2) 履行場所
カルッツかわさき（川崎市川崎区富士見1-1-4）ほか川崎市内
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和7年2月28日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」及び「翻訳、速記」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市、他官公庁又は民間において、同種の業務である次の全ての業務の契約実績を有すること。

ア 過去5年間に、環境分野での会議、シンポジウムの開催等支援業務実績

イ 過去5年間に、国際会議、国際シンポジウムの開催等支援業務実績

ウ 過去2年間に、オンラインセミナーの配信業務及び同時通訳業務実績

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出及び問合せ先

川崎市川崎区殿町3-25-13 L i S E 3階
川崎市環境局環境総合研究所事業推進担当
近藤、安斎
電 話 044-276-9118
F A X 044-288-3156
E-mail 30kokuse@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)までの午前9時00分から午後4時まで(土曜日及び日曜日、正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 提出書類

次の書類を全て提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

※提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年7月9日(火)までに送付します。

なお、委任先メールアドレスを登録していない場合は、次の(1)、(2)のとおり直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和6年7月9日(火)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受取り先

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和6年7月9日(火)から令和6年7月16日(火)までの午前9時00分から午後4時00分まで(土曜日及び日曜日、正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)に記載のF A X又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年7月18日(木)までに、全ての入札参加資格がある者宛てに電子メール又はF A Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。

ア 入札・開札の日時

令和6年7月25日(木)午前10時00分

イ 入札・開札の場所

川崎市川崎区殿町3-25-13
L i S E 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 詳細は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)に掲載される入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1002号

入 札 公 告

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎港海底トンネル内装板及び照明清掃業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

本委託は、海底トンネル内の環境管理を目的とし、トンネル内の内装板及び塗装壁面の清掃と、トンネル内の照度を確保するため照明器具の清掃を実施するものです。

詳細については、「川崎港海底トンネル内装板及び照明清掃業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。

(5) トンネル清掃車を保有または調達することが可能な者。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター

港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和6年7月8日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和6年7月8日(月)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月9日(火)午前9時から令和6年7月11日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和6年7月18日(木)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月24日(水) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1003号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

令和6年度小地域における生活支援体制等整備事業業務委託

2 委託内容

小地域における生活支援体制等整備に取り組むため、介護事業所に生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題解決にむけた支援を行う。 等

3 履行期限

令和6年10月1日～令和9年3月31日

4 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号)第83条第1項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業所」又は条例第192条第1項

に規定する「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」として川崎市から指定されていること。

(4) 本年度4月1日から起算して過去2年の間に、川崎市から介護保険法（平成9年法律123号）第78条の9第3項に定める命令を受けていないこと。

(5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 担当部署

健康福祉局地域包括ケア推進室

6 参加意向申出書

(1) 配布期間

令和6年6月25日(火)から7月19日(金)まで
土日祝日を除く
9:00～12:00 / 13:00～17:00

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎12階

(3) 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）
- ③ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）

(4) 提出期限

令和6年7月19日(金)
9:00～12:00 / 13:00～17:00

(5) 提出場所

上記(2)と同じ

(6) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は受付期間最終日当日消印有効郵送の場合、簡易書留にて送付すること

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和6年8月15日(木)17:00

(2) 提出場所

6(2)と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参 *郵送の場合は提出期間最終日当日消印有効

(4) 提出書類

- ① 表紙（様式7） 1部
- ② 提案書（様式8 ⑤-2を含む） 1部
- ③ 要件確認書（様式9） 1部
- ④ 見積書（様式10） 1部
- ⑤ 添付書類 1部

8 選定審査委員会

(1) 日時

令和6年8月26日(月)（時間及び開催場所は後日連絡）

(2) 時間

各社プレゼンテーション15分以内、質疑10分程度とする。

(3) 評価項目

次項参照

各項目と配点比率

項目	配点
活動実績	30点
①利用者の自宅や地域での暮らしを支えるために、事業所による直接的な支援以外に、どのような工夫を行っているか。	10点
②利用者へのケアを通じて、近隣住民や地域の関係者との関係づくりが行われているか。	5点
③地域との積極的な関係づくりや、地域課題の解決に向けた取組、介護保険サービスを利用していない地域住民からの相談・支援等に取り組んでいるか。	5点
④活動にあたっては、事業所が直接支援をするだけでなく、地域との協働体制が築けているか。	5点
対象エリアの状況把握	
⑤地域での取組にあたって、対象エリアの状況を収集できているか。また、地域の関係者と共有しているか。	5点
活動計画	55点
人員体制	
⑥事業所のスタッフが増える等、事業所全体として円滑な業務実施が可能となる提案になっているか。	10点
⑦対象エリアの状況を把握している等、円滑な事業実施が可能な人材を配置する提案となっているか。又は、地域での活動について実績・経験を有する人材を配置する提案となっているか。	10点
活動計画	
・取組を効果的に進めるために、地域の生活支援ニーズをどのように把握するか。	10点
・取組を効果的に進めるために、どのような地域の資源を把握するか。	5点
⑧・事業所の資源を活用した支援だけでなく、地域の様々な資源（人・活動・場所 等）を活用・連携する視点が盛り込まれているか	10点
・地域交流スペース等の事業所の持つ資源を積極的に活用する計画になっているか。	10点
その他の取組	10点
事業所のネットワークづくり等の取組	
⑨事業所間の顔の見える関係づくり、複数事業所による勉強会の開催など、地域の介護サービス事業所のネットワークづくりの取組実績があるか。	5点
行政との連携・制度の理解	
⑩過去1年間に、次の項目に該当した取組の実績があるか。（法人としての取組を評価）	5点
●介護保険制度に関する、国・県・市等の行政機関による検討会への参画、研修企画等への協力実績がある	
●かわさきいきいき長寿プランの推進に資する取組がある	
●区役所と連携して実施した取組がある	

その他評価	5点
①積極的な提案が行われているか。	5点
合計	100点

9 関連情報を入手するための照会窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当

高橋・和田

電話 044 (200) 3718

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

10 その他

- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額(上限)
令和6年度から8年度
1事業所あたり合計8,750,000円(非課税)
内訳
令和6年度 1,750,000円(非課税)
令和7年度 3,500,000円(非課税)
令和8年度 3,500,000円(非課税)
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。

川崎市公告第1004号

入 札 公 告

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
健康安全研究所作業環境測定業務
- (2) 履行場所
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種名「調査・測定」種目名「その他の調査・測定」

に登載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 都道府県労働局に登録した作業環境測定機関であり、作業環境測定を行うことができる作業場の種類として、作業環境測定法施行規則別表第3号の作業場、別表第4号の作業場及び別表第5号の作業場のすべてが、作業環境測定機関登録証に記載されていること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

電 話 044-276-8250

FAX 044-288-2044

E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年6月25日から令和6年7月5日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 都道府県労働局に登録した作業環境測定機関であり、作業環境測定を行うことができる作業場の種類として、作業環境測定法施行規則別表第3号の作業場、別表第4号の作業場及び別表第5号の作業場のすべてが、作業環境測定機関登録証に記載されていることが確認できる書類(登録証の写し等)

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、川崎市ホームページからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和6年7月8日 午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和6年7月9日までに電子メールで配信します。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年7月9日から令和6年7月12日までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

イ FAX

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、令和6年7月17日に競争入札参加資格を有するとして競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

エ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和6年7月24日 午後2時

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

なお、郵送の場合は、令和6年7月23日午後5時までに(必着)、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に「1(1)入札件名」及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付後速やかに「3(1)提出場所」にこの旨を電話にて連絡してください。

提出先:「3(1)提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。

(3) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札

説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (4) 事情により入札を延期、又は、取りやめる場合があります。

川崎市公告第1005号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度車座集会動画配信業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所及び各区役所会議室等

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託概要

川崎市長が市民から直接意見を聞くために開催する「車座集会」について、インターネットでライブ配信を行うとともに、後日録画動画の一部編集を行い、インターネット上で公開する業務。詳細は「令和6年度車座集会動画配信業務委託仕様書」のとおりです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録されている者。
- (4) 令和3年度～令和5年度の間に、国又は地方自治体において、本業務に類似する業務を受託し、履行した実績があること

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び本件に類似する契約の実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎8階

総務企画局都市政策部企画調整課 担当 松本

電 話 044-200-2291

電子メール 17kityo-s@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)午前9時から令和6年7月2日(火)午後5時まで(ただし、土曜日と日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールのアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和6年7月5日(金)午後5時までに送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者には次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年7月5日(金) 午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月5日(金)から令和6年7月9日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限りします。

電子メール 17kityo-s@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-0401

(5) 回答方法

令和6年7月12日(金)に参加資格を有する者全てに電子メール又はFAXで送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類に

ついて虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行ないます。消費税額及び地方消費税額は代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まないでください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は「入札件名」及び「商号又は名称」を記載した封筒に封入して持参してください。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

令和6年7月22日(月)午後2時00分

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所本庁舎復元棟2階 202会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

免除とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1006号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

制度案内・納付催告・訪問収納及び事務センター業務委託

2 履行期間

令和6年10月1日から令和9年12月31日まで。

3 履行場所

発注者が指定する場所

4 事業概要

次に掲げる業務を委託することにより、市民サービスの向上を実現し、もって各制度における安定的運営を図る。

(1) 国民健康保険、介護保険料及び後期高齢者医療保険に係る制度案内業務

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険に係る納付催告等業務

(3) 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る訪問収納業務

(4) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険に係る事務センター業務

5 提案金額の上限

1,887,375,000円(消費税及び地方消費税を含む)※訪問業務による加算金額は含まない。

6 参加資格

この企画提案に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たす必要があります。

(1) 単独法人又は複数の連携及び協力法人を含めたコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムを構成する法人は次の要件を満たしていること。

ア 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中でないこと。

イ 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止の期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 令和6年度川崎市業務委託有資格業者名簿(業者区分「委託」/業種・種目「99その他業務 99その他」)に登録されているか、あるいは、登録申請中で企画提案会当日までに登録見込みであること。

エ コンソーシアムの構成員が単独法人、又は他のコンソーシアムの構成員としてこの企画提案に参加する者でないこと。

(3) 単独法人又はコンソーシアムは次の要件を満たしていること。

ア 運営開始日までに川崎市内に本委託業務の拠点

となる事務所を設けること。

イ プライバシーマーク又は I S M S 認証を取得し、情報資産について適切な措置を講じる体制を整備していること。

ウ 過去3年以内に、制度案内業務、納付催告業務及び事務センター業務のいずれか1つ以上と訪問収納業務において受託実績があること。

エ コンソーシアムによる参加の場合は、協定書を締結していること。

7 事務局(担当部署)

書類の配布、提出、問合せ先は次のとおりです。

部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号	044-200-2632(直通)
電子メール	40hoken@city.kawasaki.jp
受付期間	午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く)

上記のほか、参加意向申出にかかる書類は、川崎市のホームページからもダウンロードすることができます。

8 参加意向申出書等の提出

(1) 提出書類(各1部)

ア 参加意向申出書

イ 会社概要(パンフレット等)

ウ プライバシーマーク又は I S M S 認証の取得に関する証明

エ 受託業務の実績

オ コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアムに係る協定書

(2) 提出方法及び提出先

事務局に直接持ち込むか、郵送(書留郵便)で提出すること。

(3) 提出期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月3日(水)午後5時まで(当日必着)。

(4) 結果の通知

参加意向申出書を提出した者に対しては、提案資格を確認し事務局から結果を通知する。

9 質問票の提出

(1) 提出方法及び提出先

事務局に電子メールにて質問票を提出すること。

(2) 提出期間

令和6年7月8日(月)～令和6年7月16日(火)午後5時まで。

なお、質問票を送信した際は、電話でメールが到達したことの確認を行うこと。

(3) 回答

参加資格があると認められた者全員に、随時電子

メールにより回答する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類(各17部 ※正本1部+副本16部)

ア 企画提案書

イ 提案金額内訳書

(2) 提出方法及び提出先

事務局に直接持ち込むか、郵送(書留郵便)で提出すること。

(3) 提出期間

令和6年7月22日(月)～令和6年8月6日(火)午後5時まで(当日必着)。

11 企画提案・審査の実施等

(1) 実施日等

令和6年8月27日(火)、28日(水)

※詳細な時間、場所については、別途指定する。

(2) 審査基準等

ア 受託実績

イ 実施計画

ウ 実施能力

エ 安全性・信頼性

オ その他

(3) 提案内容の審査及び評価

ア 提案者は、企画提案書等について評価委員会に対し説明を行う(45分以内)。

イ 企画提案書等の内容及び説明に対し、評価委員会の委員から質疑応答を行う(15分以内)。

12 その他

(1) 参加費用

企画提案書等の作成費用等、企画提案参加に係る費用は、全て提案者が負担すること。

(2) 追加資料の提出等

企画提案書等の提出後、必要に応じて、追加資料の提出等を求めることがある。

(3) 書類の返却

提出された企画提案書等は審査後返却する。

なお、当該企画提案書等を提案者に無断で審査以外の目的に使用することはない。

(4) 提出書類の著作権

提出した提案者に帰属する。

(5) 辞退について

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに所定の届出により申し出ること。

(6) 企画提案書等に使用する言語及び通貨

企画提案書等に使用する言語は商標及び固有名詞を除き日本語に限る。また、企画提案書等に使用する通貨は日本国通貨に限る。

(7) 虚偽の内容について

企画提案書、証明書類等に虚偽記載が判明した場合は、無効とする。

川崎市公告第1007号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 鷺沼小学校校舎等劣化調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6番地ほか
- (3) 履行期間 令和7年1月31日(金)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成27年度以降に学校施設の校舎または体育館の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加申込書等は、下記(3)の期間に(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月2日(火)

午前8時30分～午後5時(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

長期保全・計画担当

電話：044-200-0362

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格があることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和6年7月4日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月4日(木)～令和6年7月9日(火)

午前9時～午後5時(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和6年7月18日(木)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和6年7月24日(水)午前10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎304会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としてします。
- (2) 入札の無効
2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規

定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1008号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度4生活環境事業所消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号 ほか3か所
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月21日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎・中原・宮前・多摩生活環境事業所の消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間で官公庁において消火設備保守点検業務の完遂した契約実績があること。
- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士(甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類)免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 業務に必要な産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること、もしくは一般社団法人日本消火器工業会と廃棄物収集運搬委託契約を締結した特定窓口であること。
- (8) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)、(6)、(7)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎20階
環境局施設部施設整備課 小島
電話 044-200-2577 (直通)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和6年6月25日(火)から令和6年6月28日(金)まで
(9時～12時、13時～16時)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類
ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し、2(6)の資格証の写し及び雇用関係が証明可能な書類及び2(7)を確認できる書類の写し
- 4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和6年7月8日(月)に交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、
次のとおり受け取りに来てください。
 - (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
 - (2) 交付日時 令和6年7月8日(月)9時から16時まで
(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
 - (1) 質問受付日
令和6年7月8日(月)9時から令和6年7月10日(水)16時まで
(持参の場合は9時～12時、13時～16時)
 - (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。
 - (3) 質問受付方法
持参または電子メール、FAXによります。
ア 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
 - (4) 回答方法
令和6年7月11日(木)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 - (2) 入札・開札の日時 令和6年7月22日(月)14時00分
 - (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 20階
2002会議室
 - (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
 - (5) 入札保証金 免除
 - (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
 - (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとなします。)
 - (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
 - 8 契約手続等
 - (1) 契約保証金 免除
 - (2) 契約書の作成 要
 - (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)
 - 9 その他
 - (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
 - (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1009号**入 札 公 告**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名

- 令和6年度デジタル化講習会開催事業業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月19日まで
- (4) 業務概要
「令和6年度デジタル化講習会開催事業業務委託仕様書」によります。
- 2 競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去に本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。さらに、これらを説明できる資料を提出または提示すること。
- 3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申し込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所・問合せ先
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業者支援担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電 話 044-200-2330
F A X 044-200-3920
E-mail 28syogyo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年6月25日(火)から令和6年7月2日(火)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 提出物
ア 入札参加申込書
イ 類似業務の実績を証する書類(契約書の写し等)
- (4) 提出方法
持参又は簡易書留による郵送
郵送の場合は、上記日時までに必着とします。
封筒に入札件名を記載してください。
提出先: 3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じ。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付

- 業務の詳細(仕様書)、競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所・問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、入札参加申込書に記載の電子メールアドレスまたはFAX宛てに令和6年7月4日(木)に入札参加確認通知書を交付します。
- 6 仕様に関する質問書の受付
- (1) 質問書の送付先
3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じ。
- (2) 質問書受付期間
令和6年7月3日(水)午前9時から7月5日(金)午後5時まで。ただし、持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とします。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問書受付方法
入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付し、「質問書」を送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。持参する場合の提出先は、3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じです。
- (5) 回答方法
令和6年7月9日(火)に、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参して

ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月24日(木) 午後2時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市経済労働局会議室（本庁舎9階）

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所・問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所・問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、入札参加申込書、質問書、委任状、入札（見積）辞退届の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1010号

入 札 公 告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 プラスチック資源一括回収事業広報物作製・配布（ポスティング）等業務委託
- (2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課ほか
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月28日まで
- (4) 業務内容

プラスチック資源一括回収事業広報物作製・配布（ポスティング）等業務」に関する業務内容は、次のとおりとする。

ア 「周知チラシ」の企画、デザインの作成、編集及び印刷等に関する業務

イ 「資源物とごみの分け方・出し方（幸区版・中原区版）」の企画、デザインの作成、編集及び印刷等に関する業務

ウ 「周知チラシ」「資源物とごみの分け方・出し方（幸区版・中原区版）」の配布（ポスティング）及び納入に関する業務

エ 「広報用のぼり旗」の作製等に関する業務

オ 「広報用マグネットポスター」の作製等に関する業務

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」で登録されている者。
- (3) 過去5年間で広報用印刷物の印刷製本（企画、デザイン、編集等を含む）に関する契約を締結し、これらすべて誠実に履行していること。
- (4) 過去5年間で刊行物を5万部以上配布する本委託業務と同等の契約を締結し、これらすべて誠実に履行していること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎20階

川崎市環境局生活環境部減量推進課普及広報係 南
電 話 044-200-2580

F A X 044-200-3923

メール 30genryo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日から令和6年7月2日

(土・日及び休日を除く毎日9時から17時まで(12時から13時までは除く。))

(3) 提出方法

持参

4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和6年7月5日に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和6年7月5日

10時から17時まで(12時から13時までは除く。)

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

令和6年7月5日から令和6年7月10日

(10時から17時まで(12時から13時までは除く。))

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要な事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。

(4) 質問受け付け方法

持参、電子メールによる。

アドレス 30genryo@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和6年7月12日までに競争入札参加資格確認通

知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。

(2) 入札の日時 令和6年7月17日 9時30分

(3) 入札の場所 川崎市役所本庁舎203会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 開札の日時 上記8(2)に同じ

(6) 開札の場所 上記8(3)に同じ

(7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1011号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名

高津区役所空気調和機その他設備(その2)長寿

命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区下作延 2-8-1

(3) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 21 日まで

(4) 業務概要

高津区役所の 4 階及び 5 階フロアに設置されている空気調和機のオーバーホール、電動弁・Y スト・V D の交換、並びに高津区役所全ての空気調和機のインバーター交換、試運転調整を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和 5・6 年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されている者であること。

(3) 令和 5・6 年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 令和 5・6 年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第 2 条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第 2 条第 1 項による中小企業者であること。

(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(7) 過去 5 年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒213-8570

川崎市高津区下作延 2-8-1

高津区役所まちづくり推進部総務課

電 話 044-861-3123(直通)

F A X 044-861-3103

E-mail 67soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和 6 年 6 月 25 日(火)から令和 6 年 7 月 1 日(月)まで

の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和 6 年 7 月 5 日(金) 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和 6 年 7 月 5 日(金)から令和 6 年 7 月 9 日(火)までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又は F A X によります。

ア 電子メール 67soumu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-861-3103

(5) 回答方法

令和 6 年 7 月 16 日(火)午後 5 時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月25日(木)午前10時30分

イ 入札場所

川崎市高津区下作延2-8-1
高津区役所5階第5会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1012号

入 札 公 告

川崎区役所田島支所仮庁舎警備業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎区役所田島支所仮庁舎警備業務委託

(2) 履行場所

川崎区役所田島支所仮庁舎
(川崎区田島町20番23号)

(3) 契約期間

令和6年8月1日から令和10年9月30日まで

(4) 委託警備期間

令和6年12月13日から令和10年9月30日まで

(5) 概要

別紙委託業務仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種 16「警備」種目01「機械警備」で登録されていること。

- (4) 官公庁における同等業務の契約実績(元請に限る)を令和元年8月1日以降に有すること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎区役所田島支所区民センター庶務係

住 所：〒210-0852 川崎区鋼管通2丁目3番7号

電 話：044-322-1967

E-Mail：6ltaziku@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書、入札説明書、仕様書及び質問書は上記配布場所のほか、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」でダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月2日(火)の下記の時間

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、審査の結果、入札参加資格があると認められた者には、令和6年7月5日(金)午後5時までに、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

上記3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和6年7月5日(金)午後1時～午後5時

5 仕様に関する質問

(1) 質問期間

令和6年7月5日(金)～令和6年7月9日(火)の下記の時間

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 質問方法

質問書を上記3(1)に直接持参または電子メールで送付

電子メールの場合は、送信した旨を上記3(1)記載の電話番号宛て連絡してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者から質問があった場合のみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者へ回答書を電子メールで令和6年7月12日(金)に回答します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、上記3(1)の場所において、令和6年7月12日(金)午後1時～午後5時に回答書を交付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2各号のいずれかを満たしていないことが判明したときは、この入札に参加することができません。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 開札の日時・場所

ア 日時

令和6年7月22日(月) 午前11時00分

イ 場所

川崎区役所田島支所3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。なお、入札書に記載する金額は月額ではなく契約期間総額とし、令和6年12月分については日割り計算とします。また、消費税額及び地方消費税額は、代金支払いの際に加算しますので、総額には含まれないものとします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 否

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1013号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
コミュニティ FMへの緊急割込装置等設置検討業務委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区小杉町1-403ほか1か所
- (3) 履行期間
契約日から令和6年10月31日まで
- (4) 委託概要
コミュニティ FMへ緊急割込装置を設置するに当たり、必要な基礎調査、現地調査及び各種検討等を実施し、資料の作成等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」に登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (5) 過去10年間で1件以上、国又は地方公共団体においてコミュニティ FMの放送設備に関する調査及び検討に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 情報・無線担当

電 話 044-200-2856(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail Okikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月2日(火)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年7月4日(木) 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月8日(月)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。

(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の問合せ先に電話にて連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和6年7月10日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年7月16日(火) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1014号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

大型自動車運転免許取得業務委託

(2) 履行場所

受託者の指定する自動車教習所

(3) 履行期限

令和6年7月26日から令和7年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」・「準市内」で登録されている者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。

(4) 自動車教習所があり、大型自動車運転免許の講習

が可能であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20－7

(川崎市消防局総合庁舎7階)

川崎市消防局警防部警防課

電話 044-223-2608 (直通)

- (2) 配布・提出期間

令和6年6月25日から令和6年7月2日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

- (3) 提出方法

持参

- 4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

- (1) 交付日

令和6年7月4日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

- (2) 交付場所

3(1)に同じ。

- 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール

(84keibou@city.kawasaki.jp)にて提出。

- (2) 受付期間

令和6年6月25日から令和6年7月5日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

- (3) 回答日

令和6年7月9日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

- 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

- 8 入札手続等

- (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月12日 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20－7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

- (3) 入札保証金

免除

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

- 9 契約手続等

- (1) 契約保証金

要(10%)

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第1015号

入 札 公 告

「川崎区役所大師支所仮庁舎警備業務委託」に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎区役所大師支所仮庁舎警備業務委託
- (2) 履行場所
川崎区役所大師支所仮庁舎
川崎市川崎区台町26-7
- (3) 履行期間
令和10年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎区役所大師支所仮庁舎警備業務委託仕様書による。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「機械警備」で登録されていること。
- (4) 過去5年間に、本市又は他官公庁において、当該業務又は類似の契約実績を有していること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒271-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1

川崎区役所大師支所区民センター庶務係

担当 今村

電話 044-271-0136

- (2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から7月2日(火)までの開庁日、下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書の写し

- (4) 提出方法

持参

4 入札説明書及び業務委託仕様書について

- (1) 入札説明書の閲覧

この入札に関する入札説明書(業務委託仕様書を含む。)は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧及びダウンロードすることができます。

- (2) 入札説明書の配布

上記3により一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、入札説明書の印刷物の配布を希望する者には、上記3(1)の場所において、3(2)の期間中配布します。

5 確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果入札参加資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに一般競争入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。

- (1) 日時

令和6年7月8日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 場所

上記3(1)に同じ

6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

3(1)と同じ

- (2) 問合せ期間

令和6年7月9日及び令和6年7月10日の下記の

時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)に記載の受付に直接持参するか、FAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、FAX・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て連絡してください

(4) 回答方法

質問に対する回答は、3(1)の場所において、令和6年7月16日(火)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、令和6年7月16日(火)午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へFAX又は電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の記載金額

入札は総価で行います。大師支所仮庁舎警備業務委託に係る費用の総額(税抜き)を入札書に記入してください。

イ 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効とします。)

(7) 入札日時

令和6年7月23日(火) 午後2時00分

(イ) 入札場所

川崎区役所大師支所2階第1会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

(1)イ(7)と同じ

(4) 開札の場所

(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場

合があります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

無

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所又は「入札情報かわさき」において閲覧できます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1016号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

令和6年度地域連携による消費者教育推進事業実施業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月7日まで

(4) 業務概要

「令和6年度地域連携による消費者教育推進事業実施業務委託仕様書」による

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「イベント」で登録されている

る者。

- (4) 過去（5年程度）に本市又はその他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申し込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所・問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター
啓発係

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9

川崎御幸ビル5階

電 話 044-200-3864

F A X 044-244-6099

E-mail 28syohi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
(土日祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 書類及び様式の配布

入札説明書（競争入札参加申込書の様式も含まれます。）及び仕様書は、3(1)の場所において令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。（土日祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードできます。なお、入札説明会は実施しません。

(4) 提出書類及び提出方法

ア 競争入札参加申込書

イ 過去（5年程度）本市又はその他官公庁においての類似業務の実績がわかるもの

提出にあたっては、封筒に入札件名を記載の上、持参又は簡易書留等記録が残る方法により郵送〔必着〕してください。

提出先 3(1)配布・提出場所・問合せ先に同じ。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、入札参加申込書に記載の電子メールアドレス又はFAX宛て令和6年7月5日(金)までに入札参加確認通知書を交付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問書の送付先

3(1)配布・提出場所・問合せ先に同じ。

(2) 質問書受付期間

令和6年7月5日(金)午前9時から7月9日(火)午後5時まで。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問書受付方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付し、「質問書」を送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。持参する場合の提出先は、3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じです。

(5) 回答方法

質問に対する回答については、令和6年7月12日(金)までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき及び提出をしなかったとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月23日(火) 午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区砂子1-8-9

川崎御幸ビル5階

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類(入札説明書に添付の「委任状」もしくは任意の様式も可とします。)を事前に提出しなければなりません。開札においては、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は除きます。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) その他、問合せ窓口は、「3(1)配布・提出場所・問合せ先」と同じです。

川崎市公告第1017号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 大型産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

(2) 履行場所 川崎市立学校

(3) 履行期間 契約日～令和6年10月31日

(4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登録されていること。

(4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

(6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。)を受けていること。

(7) 処分地において、産業廃棄物処分業の許可(産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。)を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書・仕様書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 川端

電 話 044-200-3314

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月3日(水) 9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)、(6)及び(7)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認が

できない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

- (4) 提出方法
持参
- 4 資料の閲覧
- (1) 積算用資料
- 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 確認通知書の交付
- 一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により、令和6年7月9日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。
- 6 質問書の受付・回答
- 確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。
- (1) 質問受付期間
- 令和6年7月9日(火)～令和6年7月11日(木)9時～12時、13時～16時
- (2) 質問方法
- 「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。
- ※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (3) 回答方法
- 入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和6年7月17日(木)までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和6年7月19日(金)
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 3階306会議室

- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効
- 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- (6) 落札者の決定等
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。
- 9 契約手続等
- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否
- 10 その他
- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1018号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 産業廃棄物（蛍光管類、水銀灯及び乾電池類ほか）処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和6年11月29日
- (4) 業務概要 仕様書によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物

処分業」に đăng載されていること。

- (4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- (6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物処分業の許可(産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物が含まれていること。)を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書・仕様書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 川端

電 話 044-200-3314

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月3日(水) 9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)及び(6)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

(1) 積算用資料

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和6年7月9日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認

めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和6年7月9日(火)～令和6年7月11日(水) 9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和6年7月17日(水)までに、入札参加資格があると認めた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和6年7月19日(金) 11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎3階306会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

(4) 契約金額 見積内訳書に記載された単価

により契約を締結します。

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1019号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 校舎再生整備工事に伴う人的警備業務委託(末長小学校ほか3校)
- (2) 履行場所 川崎市立末長小学校(高津区末長3-8-1)ほか3校
- (3) 履行期間 令和7年2月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

※書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加申込書は、令和6年6月25日(火)～令和6年7月2日(火)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月2日(火)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

明治安田生命川崎ビル5階

電話：044-200-3319(再生整備第2担当)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月8日(月)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和6年7月10日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和6年7月4日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和6年7月11日(木)
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1
本庁舎復元棟1階 102会議室

(4) 入札書の提出方法 持参

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格

を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 要

※契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1020号

般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 校舎等増築工事に伴う人的警備業務委託(高津小学校ほか1校)

(2) 履行場所 川崎市立高津小学校(高津区溝口4-19-1)ほか1校

(3) 履行期間 令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。

※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

※書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加申込書は、令和6年6月25日(火)～令和6年7月2日(火)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月2日(火)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室 明治安田生命川崎ビル5階

電話：044-200-3057(施設整備担当)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和6年6月25日(火)～令和6年7月8日(月)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和6年7月10日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の

「委託」の委任先メールアドレスに、令和6年7月4日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和6年7月11日(木)
午前10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1
本庁舎復元棟1階
102会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参

- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1021号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度街路樹診断業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区上麻生4丁目57番地先ほか
- (3) 履行期間 令和7年1月31日限り
- (4) 概 要 本委託は、上麻生376号線ほかの街路樹診断(外観診断)を行い、樹勢や活力、樹木健全度を判定し、街路樹の適正管理の指標とするものである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託資格業者名簿に地域区分「市内」企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「樹木管理」で登録がされている者。
- (5) 「樹木医」の免状を有する者が、在籍していること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、入札参加申込書を持参により提出してください。

- (1) 配布方法
「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階
川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
電 話 044-200-2960
F A X : 044-200-3973
E-Mail : 53mihoze@city.kawasaki.jp

(3) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

入札参加申込書、質問書、仕様書の様式が添付されている入札説明書は、「3(2)提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(3)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和6年7月3日～令和6年7月8日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

令和6年7月11日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年7月17日(水)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第3会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1022号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 橋りょう定期点検(多摩区)業務委託
- (2) 履行場所 川崎市多摩区登戸新町348番地先ほか
9箇所
- (3) 履行期限 契約締結日から令和7年3月14日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。
- (4) 点検・診断分野における「国土交通省登録技術者資格」を有する者が1名以上在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4-11-20

多摩区役所道路公園センター管理担当

電 話 : 044-946-0044

(FAX : 044-946-0105)

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を確認できる資料及びその者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年7月4日(木)に送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、

FAXで送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡をお願いします。)

FAX : 044-946-0105

(E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp)

(2) 質問受付期間

令和6年7月4日(木)午前9時から令和6年7月9日(火)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年7月11日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年7月23日(火)午前10時30分

イ 場所 多摩区菅北浦4-11-20

多摩区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1023号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

中原図書館利用者用インターネット座席・閲覧席における管理システム及び機器等に関する賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市立中原図書館

(3) 履行期間

令和6年9月25日から令和11年9月24日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から落札者決定までの期間において、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 公告の日から落札者決定までの期間において、川

崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(5) 公告の日から落札者決定までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び仕様書等の閲覧

本件一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出・閲覧場所及び問い合わせ先

〒211-0063 川崎市中区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館

資料調査係 担当 笛木・原田

電 話 044-722-4951

FAX 044-733-7524

電子メール 88nakato@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

なお、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書等は、インターネットからダウンロードすることができます。(**「入札情報かわさき」-「入札情報」-「物品」-「入札公表」-「財政局」から当該入札情報を検索してください。**)

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

ダウンロードできない場合は、3(1)の場所において3(2)の期間、仕様書等の閲覧と一般競争入札参加資格確認申請書の交付を行います。

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法 持参又は郵送

郵送の際は、配達証明扱いで送付するものとし、令和6年7月1日(月)午後5時までの必着とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

提出された書類に基づき参加資格を確認し、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の登録先メールアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和6年7月3日(木)までに送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付

又は3(1)の場所で令和6年7月3日(水)午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時まで配布します。

5 入札説明書・仕様書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の登録先メールアドレスに送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和6年7月3日(水)午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時まで配布します。

6 仕様書及び入札等に関する問い合わせ

(1) 次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答いたしませんので、ご注意ください。

ア 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月3日(水)から令和6年7月5日(金)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」により電子メールまたはFAXにて提出してください。なお、電子メールで送付する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。電子メールまたはFAX以外の方法による問い合わせには応じません。

(4) 回答日

令和6年7月10日(水)

(5) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、入札参加資格確認通知書を交付した者全てに電子メールにて回答します。なお、電子メールアドレスの登録がない者にはFAXにて送付します。

7 納入する機器等の説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品及びソフトウェア等の商品説明書(カタログ等)を令和6年7月16日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。また、参加者は、開札日の前日までの間において、本市から当該書類について説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 落札者の決定前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

9 入札及び開札の手続等

(1) 入札金額等

ア 入札金額は総価で行います。

イ 入札書に記載する金額は法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は契約の際に加算するものとします。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和6年7月17日(水) 午前10時00分

ウ 入札書の提出場所

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館 6階 多目的室

(4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合には、入札に関する権限及び開札に立ち会う権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(5) 開札の日時 9(3)イに同じ

(6) 開札の場所 9(3)ウに同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 費用内訳明細表

落札者には契約締結までに、本契約にかかる落札額の内訳を提示してください。提示する内訳の様式は特に指定しません。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規程において閲覧することができます。

11 その他

- (1) 本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 本件入札にかかる契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第1024号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立図書館利用者用インターネット端末機器・複合プリンタ及びソフトウェア等に関する賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市立中原図書館 他

(3) 履行期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から落札者決定までの期間において、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 公告の日から落札者決定までの期間において、川

崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

- (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。
- (5) 公告の日から落札者決定までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び仕様書等の閲覧

本件一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出・閲覧場所及び問い合わせ先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館

資料調査係 担当 笛木・原田

電 話 044-722-4951

FAX 044-733-7524

電子メール 88nakato@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

なお、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書等は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」-「入札情報」-「物品」-「入札公表」-「財政局」から当該入札情報を検索してください。)

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

ダウンロードできない場合は、3(1)の場所において3(2)の期間、仕様書等の閲覧と一般競争入札参加資格確認申請書の交付を行います。

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法
持参又は郵送

郵送の際は、配達証明扱いで送付するものとし、令和6年7月1日(月)午後5時までの必着とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

提出された書類に基づき参加資格を確認し、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の登録先メールアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和6年7月3日(木)までに送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付

又は3(1)の場所で令和6年7月3日(木)午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時まで配布します。

5 入札説明書・仕様書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の登録先メールアドレスに送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和6年7月3日(木)午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時まで配布します。

6 仕様書及び入札等に関する問い合わせ

(1) 次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答いたしませんので、ご注意ください。

ア 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月3日(木)から令和6年7月5日(金)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」により電子メールまたはFAXにて提出してください。なお、電子メールで送付する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。電子メールまたはFAX以外の方法による問い合わせには応じません。

(4) 回答日

令和6年7月12日(金)

(5) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した者全てに電子メールにて回答します。なお、電子メールアドレスの登録がない者にはFAXにて送付します。

7 納入する機器等の説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品及びソフトウェア等の商品説明書(カタログ等)を令和6年7月18日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。また、参加者は、開札日の前日までの間において、本市から当該書類について説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 落札者の決定前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

9 入札及び開札の手続等

(1) 入札金額等

ア 入札金額は総価で行います。

イ 入札書に記載する金額は法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は契約の際に加算するものとします。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和6年7月19日(金) 午後2時00分

ウ 入札書の提出場所

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館 6階 多目的室

(4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合には、入札に関する権限及び開札に立ち会う権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(5) 開札の日時 9(3)イに同じ

(6) 開札の場所 9(3)ウに同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 費用内訳明細表

落札者には契約締結までに、本契約にかかる落札額の内訳を提示してください。提示する内訳の様式は特に指定しません。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規程において閲覧することができます。

11 その他

(1) 本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 本件入札にかかる契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第1025号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 西長沢公園多目的広場及び専用駐車場
出入口開閉等業務委託

(2) 履行場所 「西長沢公園多目的広場及び専用駐車場」川崎市宮前区潮見台5

(3) 履行期限 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 本委託は、宮前区役所道路公園センターが管理する西長沢公園の多目的広場及び専用駐車場の出入口に設置した車止めの開閉等に係る業務を行うものです。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」かつ、業種「警備」、種目「人的警備」で登録されている者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒216-0003 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号

川崎市宮前区役所道路公園センター

電 話：044-877-1661

FAX：044-877-9429

E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年7月4日(木)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付いたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-877-9429

(2) 質問受付期間

令和6年7月4日(木)午前9時から令和6年7月8日(月)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年7月9日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付いたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年7月19日(金)午前11時20分

イ 場所 川崎市宮前区道路公園センター2階
会議室(川崎市宮前区有馬2丁目6番4号)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

否

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1026号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度後期「アート・フォー・オール」Webサイト拡張及び管理運営業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市内

(4) 業務概要

ア 市内の文化芸術活動や活動団体等を支援するWebサイト「ART FOR ALL KAWASAKI」を前期管理運営委託事業者から引き継ぎ、機能拡張・管理・運用・更新等を行う。

イ 令和6年度委託事業で検討した、令和7年度中に拡張を予定している「ART FOR ALL KAWASAKI」Webサイトに係る仕様の確認、助言及び概算費用の積算等の確認を行う。

詳細は、委託仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内(又は準市内)」で登録されており、かつ業種「99その他業務」の内、種目「99その他」で登録されている者

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項2の2による中小企業者であること

(5) 事業目的・趣旨等を理解し、確実に事業を履行でき、令和3年度以降本市またはその他の官公庁において種類及び規模が同程度のウェブサイト管理運営

に係る契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること

- 3 競争入札参加申込書及び入札説明書の配布及び提出
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」または、次の配布・提出場所において一般競争入札参加申込書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加申込書を持参または郵送により提出してください。入札参加資格を証する書類は、上記2-(5)について、実績等を記載したものです(書式自由)。なお、入札説明会は実施しません。

・「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

- (1) 配布・提出先

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所21階 市民文化局市民文化振興室
アートのまち推進担当
電 話 044-200-3170
FAX 044-200-3248
電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)午前9時から令和6年7月2日(火)午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)並びに開庁日の正午から午後1時までを除きます。

- (3) 提出方法

持参とします。

- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和6年7月10日(水)までに、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛に入札参加資格確認通知書を送付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合にはFAXで送付します。

- 5 仕様に関する問い合わせ

- (1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。

ア 電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3248

- (2) 質問受付期間

令和6年7月10日(水)から令和6年7月12日(金)までの午前9時から午後5時までとします。

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

電子メールの件名は、「AFAウェブサイト業務委託：業者名」としてください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

- (4) 回答方法

令和6年7月16日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールまたはFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては、回答しません。

- 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 入札参加申込書その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年7月22日(月)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所3階305会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参とします。

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 開札の日時

7(2)アに同じ

- (6) 開札の場所

7(2)イに同じ

- (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)及び「3(1)配布・提出先」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出先」と同じです。

川崎市公告第1027号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター資源化処理施設集じん装置・脱臭装置点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和7年1月17日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている集じん装置及び脱臭装置について、設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点

検」に登録されていること。

- (4) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、集じん装置点検等業務の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)が確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
技術係 秋山、上野、臼田
電話 044-966-6135

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月2日(火)9時から17時まで
(日曜日及び12時から13時までを除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年7月10日(水)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和6年7月10日(水)9時から17時まで
(12時から13時までを除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和6年7月10日(水)9時から令和6年7月16日(火)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年7月18日(休)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和6年7月22日(月)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1028号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 幸区内道路維持(除草)委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要

本委託は、道路維持補修事業の一環として、川崎市幸区役所道路公園センター管内の道路除草及び樹木剪定等を行うものです。

- ・除草 A=9,000m²
- ・樹木剪定(高木) N=5本
- ・樹木強剪定 N=5本
- ・防草シート設置 A=200m²

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者

3 入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布・提出場所

〒212-0053 川崎市幸区下平間357-3

川崎市幸区役所道路公園センター

電 話 : 044-544-5500

F A X : 044-556-1650

E-Mail : 63doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年7月3日(水)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者へはF A Xで送付します。または、入札参加者が直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付方法

電子メール、F A Xによります。

なお、電子メール及びF A Xを送信した際は、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 63doukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-556-1650

(2) 質問受付期間

令和6年7月3日(水)から令和6年7月9日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問の回答

ア 回答日

令和6年7月11日(木)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはF A Xで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

次により執行します。

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年7月18日(木)午前11時00分

イ 場所 川崎市幸区役所4階 第1会議室
(川崎市幸区戸手本町1-11-1)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1029号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 橋りょう定期点検(幸区)業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目6番地先ほか1箇所
- (3) 履行期限 契約日から令和7年1月31日まで
- (4) 業務概要

本業務委託は、本市道路橋における安全かつ円滑な交通を確保するため、橋りょう点検を行い、その損傷状況を確認することにより、適正かつ的確な補修対策を行うための基礎資料を得ることを目的とするものであります。

- ・橋りょう定期点検 N=1式(八兵衛橋、大宮町跨道橋)
- ・計画準備 N=1式 現地踏査 N=1式 関係機関との協議資料作成 N=1式
- ・状態の把握(点検) N=1式 点検調書作成 N=1式 報告書作成 N=1式
- ・打合せ等 N=1式

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内・準市内」で登録されている者
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者

3 入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒212-0053 川崎市幸区下平間357-3

川崎市幸区役所道路公園センター

電 話 : 044-544-5500

F A X : 044-556-1650

E-Mail : 63doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年7月3日(水)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者へはF A Xで送付します。または、入札参加者が直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付方法

電子メール、F A Xによります。

なお、電子メール及びF A Xを送信した際は、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 63doukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-556-1650

(2) 質問受付期間

令和6年7月3日(水)から令和6年7月9日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問の回答

ア 回答日

令和6年7月11日(木)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

次により執行します。

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年7月18日(木)午前10時00分

イ 場所 川崎市幸区役所4階 第1会議室
(川崎市幸区戸手本町1-11-1)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1030号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度北部市場汚水処理場修繕業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
- (4) 業務内容 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」の種目「浄化槽保守点検」に登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 管工事業と機械器具設置工事業の資格を有していること。
- (6) 浄化槽工事業者または特例浄化槽工事業者と浄化槽保守点検業者の資格を有していること。
- (7) 産業廃棄物収集運搬業の許可(各都道府県)を受けていること。
- (8) 産業廃棄物処分の許可を受けていること。
- (9) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者が在籍していること。
- (10) 浄化槽管理士または浄化槽設備士の交付を受けた

技術者が在籍していること。

- (11) 管工事施工管理技士2級の交付を受けた技術者が在籍していること。

3 入札説明書・仕様書等の配布及び入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出してください。

(1) 配布及び提出場所

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

経済労働局中央卸売市場北部市場管理課

施設維持係 担当 酒井

電 話：044-975-2216

F A X：044-975-2242

電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月2日(火)まで(土・日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、令和6年7月1日(月)必着

(4) 提出書類 入札参加申込書

上記2(5)から(11)の許可証等の写し

4 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認めた者には、入札参加資格確認通知書を令和6年7月8日(月)までに交付します。

なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時 令和6年7月8日(月)午後5時まで

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間・提出方法

令和6年7月8日(月)から令和6年7月11日(木)まで(毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。提出方法は、電子メールまたはFAXとします。

(3) 回答方法

質問が提出された場合にのみ、令和6年7月18日(木)に電子メールにて回答文書を送付します。

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした

質問回答書を、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和6年7月23日(火)午前10時
なお、郵送の場合は令和6年7月22日(月)必着

(3) 入札・開札の場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
管理事務所棟3階第1会議室

(4) 入札書の提出方法 持参又は郵送
郵送先は上記3(1)に同じ

(5) 入札保証金 免除(ただし、入札参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき)

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として、著しく低価格な場合には調査を行うことがあります。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)。

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 入札書の記載金額 入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。)

9 契約手続等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 契約保証金 | 有(但し、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除) |
| (2) 前払金 | 否 |
| (3) 契約書作成の要否 | 要 |
| (4) 契約予定日 | 令和6年7月26日(金) |
| (5) 契約規則等の閲覧 | 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html) |

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

11 その他

- (1) 事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

川崎市公告第1031号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立川崎総合科学高等学校小型レーザー加工機点検・調整委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区小向仲野町5番1号
川崎市立川崎総合科学高等学校
- (3) 履行期間 契約日から令和6年9月20日
- (4) 業務概要 「仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登載されていること。
- (4) 本市または他官公庁において、類似の業務を受託した実績が過去5年間にあること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒212-0002
川崎市幸区小向仲野町5番1号
川崎市立川崎総合科学高等学校 事務室
担当：櫻井
電 話 044-511-7336
FAX 044-511-9838
E-mail 88souko@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月2日(火)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格に係る契約実績を証明するもの

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参に限りです。

4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

(2) 日時

令和6年7月9日(火)までに交付

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送付してください。質問書を送付したときは、その旨担当まで電話連絡をしてください。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問い合わせ受付期間

令和6年7月9日(火)から令和6年7月12日(金)
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時

(4) 回答方法

令和6年7月19日(金)までに、全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和6年7月25日(木)午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市立川崎総合科学高等学校 電子機械科講義室

(4) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(5) 入札保証金 免除

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

10 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

川崎市公告第1032号

入 札 公 告

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

川崎市立看護大学学生教育用ベッドの賃貸借

(2) 履行場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学

(3) 履行期間

令和6年9月1日から令和13年8月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」に登録されている者。
- (4) 平成31年4月1日以降に本市または他の官公庁において類似の賃貸借の契約実績を有すること。
- (5) 仕様書の内容を遵守の上、この契約を誠実に履行すること。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等金額・契約額・件名・契約相手が分かる部分)

(2) 提出方法・期間等

電子メール(又はFAX)又は郵送による提出とします。なお、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

ア 電子メール(又はFAX)による提出

- (ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)をPDFファイルに変換し、電子メールに添付の上、提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。

なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「10(5)問い合わせ先」に電話で御連絡ください。

(イ) 提出先電子メールアドレス：

40kangos@city.kawasaki.jp

提出先FAX：044-587-3506

イ 郵送による提出

- (ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)を郵送により提出してください。

(イ) 提出先

〒212-0054 川崎市幸区小倉4丁目30番1号
川崎市立看護大学総務学生課総務担当

ウ 提出期間

前記ア及びイいずれの提出期限も次のとおりです。

令和6年6月25日午前8時30分から6月28日の午後5時まで(必着)

(3) 提出書類等の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書、質問書等は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札情報

(入札公表・落札結果)」物品の欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、競争入札参加申込書等の提出期間の期間にFAXで交付(送信)いたします。

4 一般競争入札参加資格の喪失

前記2の各号いずれかの要件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると確認した者には、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに確認通知書を交付(送信)します。また、当該委任先メールアドレスに登録していない方に対しては、FAXで交付(送信)します。

交付(送信)予定日

令和6年7月2日を予定しています。

6 仕様に関する質問・回答

(1) 質問方法等

次のとおり仕様書の内容に関する質問ができます。

なお、仕様書の内容に関するもの以外の質問は受け付けませんので、御注意ください。

また、入札参加資格者以外の者からの質問には回答しませんので、御承知ください。

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)、PDFファイルにて電子メールで提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「10(5)問い合わせ先」に電話で御連絡ください。

また、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

(2) 質問提出先

提出先電子メールアドレス：

40kangos@city.kawasaki.jp

提出先FAX：044-587-3506

(3) 質問受付期間

令和6年7月2日の午前8時30分から7月3日の午後5時まで(必着)

(4) 回答

ア 回答予定日 令和6年7月5日に回答する予定です。

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書の交付した者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を交付(送信)します。また、回答後の再質問の受付は行いませんので、御了承ください。

7 入札及び開札の手続等

(1) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けることとし、入札前にその旨を示す委任状を提出するものとします。

(2) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和6年7月9日 午前10時30分

ウ 入札書の提出場所

川崎市立看護大学

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)に84か月を乗じる方法(契約金総額)で見積もりしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

8 落札者の決定等

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成に係る費用は落札者の負担とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取り止める場合があります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります(前記9(4)契約規則等の閲覧参照。)

(3) この入札に関して発注者が交付(送信)した書類は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(5) 公告に関する問い合わせ先

〒212-0054 川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学総務学生課総務担当

電 話 : 044-587-3500

F A X : 044-587-3506

E-Mail : 40kangos@city.kawasaki.jp

(6) 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。

前記を理由に発注者が、本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

川崎市公告第1033号

入 札 公 告

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

川崎市立看護大学多職種連携ハイブリッドシミュレータの賃貸借及び保守管理

(2) 履行場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学

(3) 履行期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の要件を満たし

ていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」に登録されている者。
- (4) 平成31年4月1日以降に本市または他の官公庁において類似の賃貸借の契約実績を有すること。
- (5) 仕様書の内容を遵守の上、この契約を誠実に履行すること。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等金額・契約額・件名・契約相手が分かる部分)

(2) 提出方法・期間等

電子メール(又はFAX)又は郵送による提出とします。なお、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

ア 電子メール(又はFAX)による提出

(ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)をPDFファイルに変換し、電子メールに添付の上、提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。

なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「10(5)問い合わせ先」に電話で御連絡ください。

(イ) 提出先電子メールアドレス:

40kangos@city.kawasaki.jp

提出先FAX: 044-587-3506

イ 郵送による提出

(ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)を郵送により提出してください。

(イ) 提出先

〒212-0054 川崎市幸区小倉4丁目30番1号
川崎市立看護大学総務学生課総務担当

ウ 提出期間

前記ア及びイいずれの提出期限も次のとおりです。

令和6年6月25日午前8時30分から6月28日の午後5時まで(必着)

(3) 提出書類等の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書、質問書等は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札情報

(入札公表・落札結果)」物品の欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、競争入札参加申込書等の提出期間の期間にFAXで交付(送信)いたします。

4 一般競争入札参加資格の喪失

前記2の各号いずれかの要件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると確認した者には、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに確認通知書を交付(送信)します。また、当該委任先メールアドレスに登録していない方に対しては、FAXで交付(送信)します。

交付(送信)予定日

令和6年7月2日を予定しています。

6 仕様に関する質問・回答

(1) 質問方法等

次のとおり仕様書の内容に関する質問ができます。

なお、仕様書の内容に関するもの以外の質問は受け付けませんので、御注意ください。

また、入札参加資格者以外の者からの質問には回答しませんので、御承知ください。

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)、PDFファイルにて電子メールで提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「10(5)問い合わせ先」に電話で御連絡ください。

また、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

(2) 質問提出先

提出先電子メールアドレス:

40kangos@city.kawasaki.jp

提出先FAX: 044-587-3506

(3) 質問受付期間

令和6年7月2日の午前8時30分から7月3日の午後5時まで(必着)

(4) 回答

ア 回答予定日 令和6年7月5日に回答する予定です。

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書の交付した者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を交付(送信)します。また、回答後の再質問の受付は行いませんので、御了承ください。

7 入札及び開札の手続等

(1) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けることとし、入札前にその旨を示す委任状を提出するものとします。

(2) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和6年7月9日 午前11時

ウ 入札書の提出場所

川崎市立看護大学

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)に60か月を乗じる方法(契約金総額)で見積もりしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

8 落札者の決定等

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払い金はありません。

(3) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成に係る費用は落札者の負担とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取り止める場合があります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります(前記9(4)契約規則等の閲覧参照。)

(3) この入札に関して発注者が交付(送信)した書類は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(5) 公告に関する問い合わせ先

〒212-0054 川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学総務学生課総務担当

電 話：044-587-3500

FAX：044-587-3506

E-Mail：40kangos@city.kawasaki.jp

(6) 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。

前記を理由に発注者が、本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

川崎市公告第1034号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和6年度緑の維持管理のあり方検討支援業務委託

(2) 履行場所 川崎市内

(3) 履行期間 令和7年3月31日限り

(4) 概 要 本業務は、本市の緑の価値を高め、公園緑地等の総合的かつ計画的な維持管理を実現し、持続可能な維持管理の充実に資するため、「公園緑地等における緑の維持管理のあり方」(以下、「あり

方」とする)の策定に向け、前年度の検討結果を踏まえ、さらに調査・検討を進めるために、各種の支援業務を行うことを目的とする。主な業務は、公園の樹木や街路樹の剪定を実施することによる市民への効果の測定や調査、庁内調整等における資料の作成、最終的な「あり方」の作成などである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託資格業者名簿に業種「建設コンサル」種目「造園」で登録がされている者。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、入札参加申込書を持参により提出してください。

(1) 配布方法

「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階
川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
電話 044-200-2960

(3) 配布・提出期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

入札参加申込書、質問書、仕様書の様式が添付されている入札説明書は、「3(2)提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(3)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録し

ていない者にはFAXで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和6年7月3日～令和6年7月8日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

令和6年7月11日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年7月17日(水)午後2時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第3会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要 (10%)
(2) 契約書の作成の要否 要
(3) 前払金 無
(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1035号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区南野川一丁目2799番13

の一部ほか14筆の一部
2,984平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区小台2丁目6-6
株式会社 成建オーダーハウス
代表取締役 岡本達夫

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 13戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年7月25日
川崎市指令 ま宅審(イ)第182号
令和5年11月1日
川崎市指令 ま宅審(イ)第214号(変更)
令和6年2月27日
川崎市指令 ま宅審(イ)第246号(変更)

川崎市公告第1036号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月26日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	たいら虹保育園冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区平2丁目13番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	日本民家園旧北村家住宅屋根葺き替えその他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枳形7丁目1番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年6月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (10) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成21年4月1日以降に有すること。 国又は都道府県指定重要文化財建造物の茅葺き屋根の葺き替え工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	東扇島換気所自動火災報知設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島11番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (10) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	菅生中学校ほか1校高圧負荷開閉器改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生2丁目10番1号ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。	

参 加 資 格	(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	住吉中学校用務員作業所新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月住吉町27番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎市民プラザ空調設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	石川記念武道館冷暖房設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間357番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	錦ヶ丘こども文化センター受変電設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	高津消防署梶ヶ谷出張所鉄塔塗装改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区向ヶ丘8番地16
	履 行 期 間	契約の日から令和6年12月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区総合庁舎監視カメラ改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。		
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。		
	(4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。		
	(5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。		
	(6) 令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。		
	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。		
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。		
	(9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。		
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。		
	また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。		
契 約 条 項 示 す 場 所 等	(10) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。		
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。		
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。		
	本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。		
	なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。		
	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地）		
	電話番号 044-200-2100		
	入札日時等 令和6年7月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）		
	入札保証金 免		
	契約書作成 要		
入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。			
そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。			
(案件11)			
競争入札に 付する事項	件 名	麻生老人いきいの家ほか1か所浴室改修その他工事	
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号ほか1か所	
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで	
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。		
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。		
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。		
	ア 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。		
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。		
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。		
※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。			
(4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。			

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	川崎図書館トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区駅前本町12番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年12月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年7月24日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	夜光地区30号陸開改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光1丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「鋼構造物」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件14)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内市道向ヶ丘遊園駅菅生線(II)舗装道補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区東生田2丁目19番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	

参 加 資 格	ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」種目ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年7月10日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内平瀬川護岸天端補強(管理用通路舗装)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生1丁目15番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年7月10日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件16)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度登戸土地区画整理事業区画道路6-51号線道路築造等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸3403番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年7月10日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1037号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

柿生学園改修計画検討業務委託

(2) 履行場所

川崎市麻生区五力田2-20-10

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

本委託は、柿生学園について、既存配管の状態を把握するための調査を実施し、その結果や入所施設の特異性を踏まえた改修計画案を作成するとともに、将来の建替えを視野に含めた比較検討を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」・種目「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年以内に本市その他の官公庁の公共建築物における再編整備計画(長寿命化、改築等)の策定業務の実務経験を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、過去5年以内に本市その他の官公庁の公共建築物における再編整備計画(長寿命化、改築等)の策定業務の実務経験を証する書類(契約書の写しや委託実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市健康福祉局総務部施設課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地12階

電 話 044-200-0458(直通)

FAX 044-200-3926

e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年6月27日(木)から令和6年7月3日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(3) 関連資料の閲覧等

仕様書第6条(1)業務対象施設の建設当時の図面、及び仕様書第6条(2)業務対象施設の排水管調査診断業務報告書については、3(1)配布・提出場所及び問合せ先において、3(2)配布・提出期間で閲覧に供するとともに、希望者には電子メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年7月5日(金) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年7月5日(金)から令和6年7月10日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3926

(5) 回答方法

令和6年7月12日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

令和6年7月19日(金)午前10時

イ 入札・開札の場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎14階
1403会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 開札結果の通知

開札結果は、令和6年7月22日(月)中に、一般競争入札参加資格確認申請書に記載されたメールアドレス宛に送付します。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1038号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区井田三丁目870番1

ほか4筆の一部

1,761平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市西区北幸二丁目7番10号

高見澤ビルディング5階-B

株式会社ティーアールコーポレーション

代表取締役 溝入 貞男

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 12戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年1月27日

川崎市指令 ま宅審(イ)第90号

令和5年6月13日

川崎市指令 ま宅審(イ)第17号(変更)

令和6年5月23日

川崎市指令 ま宅審(イ)第14号(変更)

川崎市公告第1039号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和7年度 フォークリフト(ヒンジド・LPG併用型)の購入
	履 行 場 所	本市の指定する場所
	履 行 期 間	令和8年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されていること。 (4) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和6年8月2日11時00分(川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第1040号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 フォークリフト(ベールクランプ・バッテリー型)の購入
	履 行 場 所	本市の指定する場所
	履 行 期 間	令和7年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されていること。 (4) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。	

参 加 資 格	(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和6年8月2日11時00分(川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第1041号

令和6年6月28日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区内県道主要地方道川崎府中擁壁詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区駅前本町18番地先
	履 行 期 間	令和6年11月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 照査技術者 イ 委託業務現場代理人は、技術士(建設部門:土質及び基礎)又はRCCM(土質及び基礎部門)のいずれかの資格を有する者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月30日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区内道路維持(機械清掃)委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和6年7月30日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する 特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入 札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第234号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
て公示します。

令和6年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 調達の名称
川崎市GIGAスクール構想教育データ利活用環境整備
等業務委託契約
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 契約の相手方を決定した日
令和6年5月24日
- 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 JMC 営業部
部長 市川 峻
相模原市中央区相模原4-8-19
- 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）
76,900,000円
- 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
令和6年4月10日

川崎市公告（調達）第235号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい

て公示します。

令和6年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 調達の名称及び数量
救助工作車（Ⅱ型） 1台
- 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 落札者を決定した日
令和6年5月15日
- 落札者の氏名及び住所
帝商 株式会社
代表取締役 中野 誠
東京都港区港南一丁目2番70号
- 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
167,013,024円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
令和6年3月25日

川崎市公告（調達）第236号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

令和6年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 一般競争入札に付する事項
 - 件 名 令和6年度川崎市教育情報ネットワー
ク通信機器（ルータ等）賃貸借契約
 - 履行場所 川崎市立学校等 190拠点
 - 履行期間 令和6年12月1日から令和11年11月30
日まで
 - 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年7月24日(木)までに行ってください。

- (4) 本市、他官公庁又は民間において、過去5年以内にコンピュータ機器等に関する同規模の賃貸借契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

- (2) 配布及び提出期間

令和6年7月10日(木)から令和6年7月24日(木)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- (3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メー

ルアドレス宛に令和6年8月1日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和6年8月1日(木)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

- (1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

- (2) 問合せ期間

令和6年7月10日(木)から令和6年8月7日(木)まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年8月21日(木)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和6年8月27日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心

得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和6年9月3日(火) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和6年9月2日(月)

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再度入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease routers in computer network of Kawasaki City School

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M 3 Sep 2024

(3) Time-limit for tender by mail:

2 Sep 2024

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第237号

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年川崎市規則第92号)第11条の規定に基づき、次のとおり契約の相手方等について公示します。

令和6年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 業務名

川崎市学校施設利用予約システム等導入・運用保守業務

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課
川崎市川崎区宮本町6番地

- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年5月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
セコム 株式会社
代表取締役 吉田 保幸
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
- 5 契約金額
279,710,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告(調達)第238号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市立看護大学教育情報システムに係る賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
健康福祉局市立看護大学事務局総務学生課
川崎市幸区小倉4丁目30番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年5月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション 株式会社
神奈川支店
神奈川支店長 永井 貴久
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 落札金額
31,228,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和6年3月25日

川崎市公告(調達)第239号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
(1) 件 名

- 令和6年度川崎市立中学校自然教室(冬季)運営委託
- (2) 履行場所
川崎市立学校及び川崎市八ヶ岳少年自然の家
他
- (3) 履行期限
令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市立中学校自然教室運営業務(人員輸送、連絡調整等)
詳細は「入札説明書」によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登録されていること。なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録のないもの(入札参加業種に登録のないものも含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年7月17日(水)までに行うこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル2階
教育委員会事務局学校教育部指導課
自然教室担当 恒松
電 話 044-200-0498(直通)
FAX 044-200-2853
メール 88sidou@city.kawasaki.jp
※競争入札参加申込書は、電子メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。
- (2) 配布及び提出期間
令和6年7月10日(水)から令和6年7月17日(水)までとします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出書類
競争入札参加申込書
- (4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 入札説明書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年7月10日(水)から令和6年7月17日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)まで縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和6年7月25日(木)までに電子メール又はFAXで送付します。

6 仕様又は入札説明書に関する問い合わせ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

※問い合わせは電子メール又はFAX等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者あてに電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和6年7月10日(水)から令和6年7月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和6年8月1日(木)午後5時までに、電子メール又はFAXにて回答します。

(4) その他

ア 受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出されたすべての質問について、当該競争入札参加資格を有するすべての会社に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

(2) 入札方法

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和6年8月19日(月)
午前10時

入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎
14階1403会議室
川崎市川崎区宮本町1番地

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和6年8月16日(金)必着
入札書の提出場所 〒210-0005 川崎市川崎区
東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 7階

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

8(2)アに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quantity
2024 Providing transport for nature classes conducted by Kawasaki municipal junior high schools (during winter season).
- (2) Time-limit for tender (direct delivery)
10:00 am, August 19, 2024
- (3) Time-limit for tender (mail)
August 16, 2024
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
School Curriculum and Guidance Section
School Education Department
Board of Education
6, Miyamoto-Cho, Kawasaki-Ku Kawasaki, Kanagawa
210-0004, Japan
phone : 044-200-0498

川崎市公告(調達)第240号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和6年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 ネットワーク不正接続対策システムの貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 発注者が別途指定する場所
- (3) 履行期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- (4) 調達概要

行政基盤ネットワークへパソコン等のネットワーク機器を接続する際、情報漏洩・セキュリティ対策として、事前に申請されていない機器のネットワーク接続を検知・遮断するシステムを導入しており、本契約は、現行システムのリース期間満了に伴う機器更新を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年7月19日(金)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札説明書及び競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室 飯島・長坂

電 話 044-200-3076(直通)

F A X 044-200-3752

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和6年7月10日(水)から7月19日(金)までとします(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

- (3) 提出書類

ア 競争参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

- (4) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和6年7月19日(金)17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局デジタル化施策推進室に確実に到着する必要があります。)

4 確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

- (1) 日時

令和6年7月26日(金)8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで

ただし、有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

- (2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ受付期間

令和6年7月26日(金)から8月2日(金)までとします
(土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日8時
30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで)。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3
(1)の問合せ先まで電子メール又は持参にて提出して
ください。また、質問書を電子メールで提出した場
合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で
御連絡ください。ただし、競争入札参加資格のない
者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和6年8月9日(金)までに、競争入札参加資格があ
ると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書
(カタログ等)を令和6年8月19日(月)17時15分までに3
(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入
札参加者は、開札日の前日までの間において、本市か
ら該当書類に関し説明を求められたときには、これに
応じなければなりません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参
加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号の
いずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書、提出書類等について、虚偽の記
載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。
また、この金額には調達物品の輸送、設置、調整、
試験、保守、ネットワーク設計、その他の諸費用
一切を含め見積もるものとし、リース料金として
換算してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に
相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満
の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた
金額)をもって落札価格とするので、入札参加者
は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約希望金額から
消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金
額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入
札件名を記載した封筒に封印して提出してください。
なお、郵送による入札を行う場合は、さらに、
「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書
を入れて、必ず書留郵便により送付してください。
この場合は郵送した日に3(1)の場所に必ず電話を
してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 日時 令和6年8月28日(水)11時00分

(イ) 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階 開発室2

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和6年8月27日(火)必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」
第7条に該当する入札は無効とします。

9 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし
ます。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関
する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類
を事前に提出しなければなりません。また、開札に
は確認通知書を必ず持参してください。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行いま
す。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参
加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開
札に立ち会わない者を除きます。

11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和6年9月4日
(水)17時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

13 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口
3(1)と同じ
- (5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
The contract for the lease and maintenance of Server machinery for system which prevents the unjust connection with a network.
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A. M. August 28, 2024
- (3) Time-limit for tender by mail: August 27, 2024
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Digitalization Policy Promotion Office
General Affairs and Planning Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
Tel: 044-200-3076

税 公 告

川崎市税公告第86号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月14日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第87号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・ 備考
令和6年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第1期 分以降	令和6年7月1日 （第1期分）	計19件
令和6年度 （令和5年度 課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	6月 随時分	令和6年7月1日 （6月随時分）	計7件
令和6年度 （令和5年度 課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	5月 随時分	令和6年7月1日 （5月随時分）	計3件

（別紙省略）

川崎市税公告第88号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月18日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第89号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関

する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「書面により」を削る。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第39号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和6年6月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和6年7月1日から

令和11年4月30日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1251

商号又は名称 株式会社アンドハウス

営業所所在地 横須賀市安浦町2-23-5号

代表者氏名 高橋 康

指 定 番 号 1252

商号又は名称 有限会社喜有組

営業所所在地 川崎市川崎区田島町5番2号

代表者氏名 福本 喜澤

川崎市上下水道局告示第40号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

令和6年6月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定を取り消した期日

令和6年6月24日から

2 指定を取り消した工事店

指 定 番 号 798

商号又は名称 有限会社ミヤビ

営業所所在地 川崎市宮前区神木本町3-6-37

代表者氏名 浜田 雅幸

指定有効期間 令和 2年 5月1日 から

令和 7年 4月30日 まで

川崎市上下水道局告示第41号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和6年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指 定 番 号 第1961号

氏名又は名称 MBKP Al t a i r株式会社

住 所 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

代表者氏名 野中 多聞

指 定 年 月 日 令和6年7月1日

有 効 期 限 令和11年6月30日

2 指 定 番 号 第1963号

氏名又は名称 株式会社伸住設

住 所 神奈川県藤沢市鵠沼海岸六丁目3番31-2号

代表者氏名 佐藤 伸之介

指 定 年 月 日 令和6年7月1日

有 効 期 限 令和11年6月30日

3 指 定 番 号 第1964号

- 氏名又は名称 湘南テクノ株式会社
住 所 神奈川県茅ヶ崎市南湖5-16-12
代表者氏名 加藤 貴大
指定年月日 令和6年7月1日
有効期限 令和11年6月30日
- 4 指 定 番 号 第1965号
氏名又は名称 ヒカル・エンジニアリング株式会社
住 所 東京都東村山市栄町二丁目30番2号
代表者氏名 越川 律
指定年月日 令和6年7月1日
有効期限 令和11年6月30日
- 5 指 定 番 号 第1966号
氏名又は名称 株式会社KDサービス
住 所 東京都渋谷区東一丁目26番20号
代表者氏名 吉田 正弘
指定年月日 令和6年7月1日
有効期限 令和11年6月30日
- 6 指 定 番 号 第1967号
氏名又は名称 株式会社アンドハウス
住 所 神奈川県横須賀市安浦町二丁目23番地5
代表者氏名 高橋 康
指定年月日 令和6年7月1日
有効期限 令和11年6月30日
- 7 指 定 番 号 第1968号
氏名又は名称 一恵住宅サービス株式会社
住 所 東京都八王子市加住町一丁目253番地1
代表者氏名 井田 温
指定年月日 令和6年7月1日
有効期限 令和11年6月30日
- 8 指 定 番 号 第1969号
氏名又は名称 株式会社ベタークリエーション
住 所 横浜市中区尾上町四丁目57番地横浜尾上町ビルディング502号室
代表者氏名 稲垣 コーレンス晃
指定年月日 令和6年7月1日
有効期限 令和11年6月30日

川崎市上下水道局告示第42号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第95号
氏名又は名称 有限会社菅生工務店
住 所 川崎市宮前区菅生二丁目6番3号
代表者氏名 (新) 新井 麻衣子
(旧) 新井 次雄
変更年月日 令和5年11月23日
- 2 指 定 番 号 第388号
氏名又は名称 ミズノ工業株式会社
住 所 東京都大田区多摩川一丁目26番10号
代表者氏名 (新) 松原 健太
(旧) 水野 ひろみ
変更年月日 令和6年4月26日
- 3 指 定 番 号 第574号
氏名又は名称 株式会社ライフ
住 所 (新) 横浜市旭区都岡町28番地24
(旧) 横浜市旭区笹野台四丁目65番16号
代表者氏名 岩本 聖二
変更年月日 令和6年5月1日
- 4 指 定 番 号 第1032号
氏名又は名称 株式会社MK設備設計
住 所 (新) 横浜市戸塚区川上町87番地1
ウエルストン1ビル 5階
(旧) 横浜市戸塚区川上町87番地1
ウエルストン1ビル 6階
代表者氏名 小森 秀也
変更年月日 令和6年6月2日
- 5 指 定 番 号 第1053号
氏名又は名称 東都熱工業株式会社
住 所 川崎市川崎区富士見二丁目5番6号
代表者氏名 (新) 池田 貴行
(旧) 林田 武
変更年月日 令和6年5月29日
- 6 指 定 番 号 第1538号
氏名又は名称 株式会社クオリアワークス
住 所 (新) 川崎市麻生区岡上二丁目23番34号
(旧) 川崎市麻生区岡上752番地38
代表者氏名 板垣 雅彦
変更年月日 令和3年11月22日
- 7 指 定 番 号 第1563号
氏名又は名称 株式会社伏見工業
住 所 (新) 東京都大田区西蒲田八丁目13番5号F Kビル
(旧) 東京都大田区西蒲田八丁目13番5号旭ビル3階
代表者氏名 伏見 正国
変更年月日 令和3年9月28日

8 指 定 番 号 第1934号
氏名又は名称 株式会社S F S
住 所 (新) 神奈川県藤沢市葛原840番地の
1
(旧) 神奈川県藤沢市天神町一丁目
19番地の24
代 表 者 氏 名 鈴木 大保
変 更 年 月 日 令和6年2月15日

川崎市上下水道局告示第43号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、
次の指定給水装置工事事業者の指定の休止を行いました
ので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第836号
氏名又は名称 有限会社ミヤビ
住 所 川崎市宮前区神木本町三丁目6番37
号
代 表 者 氏 名 添田 雅幸
休 止 年 月 日 令和6年5月31日

川崎市上下水道局告示第44号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者
を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により
告示します。

令和6年6月28日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第1346号
氏名又は名称 株式会社東和企画
住 所 東京都大田区北嶺町3番15号
代 表 者 氏 名 竹内 伸元
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
2 指 定 番 号 第1347号
氏名又は名称 A Z X W o r k s
住 所 横浜市神奈川区松本町1丁目3番地
2
代 表 者 氏 名 近藤 在子
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日

3 指 定 番 号 第1356号
氏名又は名称 株式会社英進設備工業
住 所 相模原市南区東林間二丁目3番6号
代 表 者 氏 名 緑川 善信
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
4 指 定 番 号 第1360号
氏名又は名称 プロスパライン
住 所 川崎市幸区戸手1丁目4番2-1号
代 表 者 氏 名 平塚 直也
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
5 指 定 番 号 第1365号
氏名又は名称 株式会社蓮
住 所 東京都品川区南大井六丁目19番10号
代 表 者 氏 名 西崎 達也
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
6 指 定 番 号 第1369号
氏名又は名称 株式会社ミタックス
住 所 東京都国分寺市東戸倉一丁目15番地
16
代 表 者 氏 名 三谷 一貴
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
7 指 定 番 号 第1388号
氏名又は名称 有限会社ショウ設備工業
住 所 横浜市保土ヶ谷区上菅田町415番地
13
代 表 者 氏 名 將田 知和
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
8 指 定 番 号 第1401号
氏名又は名称 株式会社サニコン
住 所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁
345番地
代 表 者 氏 名 内潟 正則
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
9 指 定 番 号 第1403号
氏名又は名称 株式会社岸田屋
住 所 川崎市川崎区大島三丁目16番15号
代 表 者 氏 名 岸田 剛
指 定 更 新 日 令和6年6月28日
有 効 期 限 令和11年9月29日
10 指 定 番 号 第1407号
氏名又は名称 第一綜合株式会社
住 所 東京都大田区南蒲田二丁目16番1号

代表者氏名	出口 裕樹	18 指 定 番 号	第1441号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	株式会社由貴工務店
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	川崎市川崎区観音一丁目11番6号
11 指 定 番 号	第1408号	代表者氏名	小林 晃一
氏名又は名称	株式会社日本水道センター	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	千葉県船橋市夏見一丁目6番1号	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	関 隆則	19 指 定 番 号	第1444号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	東海設備
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	横浜市旭区市沢町946番地67
12 指 定 番 号	第1417号	代表者氏名	木村 年男
氏名又は名称	株式会社国昇	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	大阪府枚方市東香里新町2番-8	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	国本 憲治	20 指 定 番 号	第1445号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	株式会社日本ホーム
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	横浜市都筑区北山田一丁目1番18号
13 指 定 番 号	第1424号	代表者氏名	八木 隆幸
氏名又は名称	株式会社アクア	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	相模原市南区大野台二丁目26番10号	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	中村 朋宏	21 指 定 番 号	第1449号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	株式会社よろず水道
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	千葉県市川市南行徳二丁目6番18号
14 指 定 番 号	第1433号	代表者氏名	宇田川 騎士
氏名又は名称	有限会社杉崎設備工業	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	神奈川県高座郡寒川町小谷1530番地	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	杉崎 誠	22 指 定 番 号	第1452号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	株式会社アクアサービス
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	大阪府豊中市庄内栄町四丁目5番7号
15 指 定 番 号	第1436号	代表者氏名	多田 健史
氏名又は名称	株式会社水道修理センター	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	大阪市中央区本町四丁目8番1号SD本町ビル702号	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	板谷 考志	23 指 定 番 号	第1458号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	株式会社篠原設備
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	千葉県柏市逆井四丁目25番59号
16 指 定 番 号	第1437号	代表者氏名	篠原 光彦
氏名又は名称	株式会社あぶら	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	横浜市金沢区富岡東二丁目5番12-503号	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	天野 一郎	24 指 定 番 号	第1460号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	谷口管工株式会社
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	相模原市緑区大島3074番地3
17 指 定 番 号	第1438号	代表者氏名	谷口 昌利
氏名又は名称	株式会社東和エンジニアリング	指 定 更 新 日	令和6年6月28日
住 所	東京都葛飾区西亀有四丁目13番6号	有 効 期 限	令和11年9月29日
代表者氏名	山村 憲二	25 指 定 番 号	第1467号
指 定 更 新 日	令和6年6月28日	氏名又は名称	有限会社ウォーターワークス笹野
有 効 期 限	令和11年9月29日	住 所	相模原市中央区上溝4549番地21
		代表者氏名	笹野 豊
		指 定 更 新 日	令和6年6月28日

有 効 期 限 令和11年9月29日 26 指 定 番 号 第1468号 氏名又は名称 株式会社積沓 住 所 東京都東村山市秋津町一丁目24番地 4 代 表 者 氏 名 山本 誠四郎 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 27 指 定 番 号 第1470号 氏名又は名称 有限会社大八木設備商会 住 所 神奈川県綾瀬市蓼川三丁目3番12号 代 表 者 氏 名 大八木 太郎 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 28 指 定 番 号 第1471号 氏名又は名称 株式会社ケーエスエンジニアリング 住 所 横浜市保土ヶ谷区上菅田町396番地 5 代 表 者 氏 名 我妻 謙 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 29 指 定 番 号 第1475号 氏名又は名称 株式会社プラマー 住 所 川崎市幸区古川町190番地1号 代 表 者 氏 名 横山 誠 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 30 指 定 番 号 第1484号 氏名又は名称 株式会社アクアエンジニアリング 住 所 東京都日野市三沢二丁目52番地の1 代 表 者 氏 名 川崎 靖昭 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 31 指 定 番 号 第1485号 氏名又は名称 三洋設備産業株式会社 住 所 横浜市内南区六ツ川二丁目40番地 代 表 者 氏 名 野口 幸廣 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 32 指 定 番 号 第1488号 氏名又は名称 株式会社T C S 住 所 神奈川県厚木市上依知1315番地1 代 表 者 氏 名 加藤 良文 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 33 指 定 番 号 第1504号 氏名又は名称 すわ研究所 住 所 東京都日野市落川810番地都営落川	第2アパート9-301 代 表 者 氏 名 藤城 由里子 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 34 指 定 番 号 第1549号 氏名又は名称 洋設備設計事務所 住 所 川崎市宮前区潮見台14番11-1号 代 表 者 氏 名 高田 洋士 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 35 指 定 番 号 第1560号 氏名又は名称 株式会社匠龍工業 住 所 神奈川県藤沢市用田208番地の2 代 表 者 氏 名 岡崎 祐樹 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 36 指 定 番 号 第1561号 氏名又は名称 株式会社エイチツーオーケアーズ 住 所 東京都墨田区立花五丁目45番6号 代 表 者 氏 名 大内 隆広 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 37 指 定 番 号 第1569号 氏名又は名称 小林設備工業 住 所 東京都東大和市南街2丁目34番地の 3 代 表 者 氏 名 小林 仁志 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 38 指 定 番 号 第1572号 氏名又は名称 株式会社メディオテクノ 住 所 東京都国立市泉一丁目1番3号 代 表 者 氏 名 黒川 博憲 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 39 指 定 番 号 第1582号 氏名又は名称 功将株式会社 住 所 神奈川県秦野市南矢名1745番地の2 代 表 者 氏 名 江尻 将 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 40 指 定 番 号 第1584号 氏名又は名称 株式会社マクティム 住 所 横浜市中区黄金町一丁目5番地 代 表 者 氏 名 田加井 隼人 指 定 更 新 日 令和6年6月28日 有 効 期 限 令和11年9月29日 41 指 定 番 号 第1595号
--	---

- 氏名又は名称 東京ガスエスネット株式会社
住 所 山梨県甲府市若松町5番1号
代表者氏名 鈴木 聖太
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
42 指 定 番 号 第1600号
氏名又は名称 株式会社マルカエステート
住 所 川崎市川崎区田島町4番16号
代表者氏名 加藤 大貴
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
43 指 定 番 号 第1613号
氏名又は名称 株式会社クリーンライフ
住 所 大阪府吹田市広芝町6番10号
代表者氏名 元村 祐次
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
44 指 定 番 号 第1614号
氏名又は名称 株式会社藤美住設
住 所 神奈川県藤沢市西俣野230番地の3
代表者氏名 西山 美智男
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
45 指 定 番 号 第1615号
氏名又は名称 東京ガス横浜中央エネルギー株式会
社
住 所 横浜市西区伊勢町三丁目148番地
代表者氏名 原 文比古
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
46 指 定 番 号 第1635号
氏名又は名称 さくま住設工業
住 所 横浜市都筑区早渕一丁目11番28号
代表者氏名 佐久間 優行
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
47 指 定 番 号 第1651号

- 氏名又は名称 株式会社建水社
住 所 東京都板橋区大原町36番18号
代表者氏名 石田 裕路
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
48 指 定 番 号 第1660号
氏名又は名称 株式会社わたなべ
住 所 川崎市幸区古川町84番地7
代表者氏名 渡邊 敬介
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
49 指 定 番 号 第1663号
氏名又は名称 関原管工株式会社
住 所 東京都品川区南品川六丁目19番9号
代表者氏名 松原 祐司
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
50 指 定 番 号 第1679号
氏名又は名称 株式会社由貴工業
住 所 川崎市川崎区小田一丁目4番17号
代表者氏名 武田 竜子
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日
51 指 定 番 号 第1690号
氏名又は名称 青木土木工業株式会社
住 所 埼玉県飯能市双柳5番地8
代表者氏名 青木 享洋
指定更新日 令和6年6月28日
有効期限 令和11年9月29日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月18日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 多摩区ポンプ施設実施設計委託第16号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 間	令和7年5月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 令和元年度以降に、国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)に係わる実施設計業務委託の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより	

参 加 資 格	確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、ウとエは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえませんが)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)の資格を有する者 イ 1級建築士の資格を有する者 ウ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)の資格、技術士(上下水道部門:下水道)の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 エ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和6年7月9日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度 多摩区既設管実態調査委託第102号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者 (5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。 ア 平成31年度以降に契約した、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 イ 管径800mm未満の下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士(調査)のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。)があることが必要 (6) 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。)があることが必要	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月11日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 宮前区ほか既設管実態調査委託第103号
	履 行 場 所	川崎市宮前区、高津区地内ほか
	履 行 期 間	令和7年2月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者 (5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。 ア 平成31年度以降に契約した、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 イ 管径800mm未満の下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和6年7月9日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原ポンプ場実施設計委託その7
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10-1
	履 行 期 間	令和7年7月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)における沈砂池の新設又は改築に係る実施設計委託(詳細設計)業務の元請けとしての履行完了実績をTECRIS等により確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア〜エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)、RC CM(下水道部門)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)又は技術士(上下水道部門:下水道)のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月11日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	北加瀬地区ほか下水マンホール補修第102号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区北加瀬3丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から135日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年7月16日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 配水池及び粉末活性炭接触池健全度診断調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 間	令和7年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。また、アとイは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道)又は技術士(上下水道部門：上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者 イ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道)又は技術士(上下水道部門：上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月18日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 黒川外電装置ほか9箇所 電気防食設備保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川313番地(黒川配水池内)ほか9箇所
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者 (4) 令和元年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した電気防食設備保守点検業務について、元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月18日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原ポンプ場ほか2か所外壁改修その他設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10-1ほか
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」、種目「意匠設計」で登録されている者 (6) 管理技術者について、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士として、建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を5年以上有する者を配置できること。 なお、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年7月18日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	破砕機カートリッジほか
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12入江崎総合スラッジセンター
	履 行 期 間	令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「産業機器」、 種目「建設・電気機器」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和6年8月6日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得 で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第17号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札
者等について公示します。

令和6年7月10日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 調達の名称及び数量
麻生水処理センターLED照明器具賃貸借契約
1式
- 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
- 落札者を決定した日
令和6年6月13日
- 落札者の氏名及び住所
みずほ東芝リース 株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
代表取締役 丸山 伸一郎
- 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
26,154,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月25日

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第42号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月21日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

- 件 名
定期車体及びシート修理
 - 履行場所
局指定場所
 - 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
 - 業務概要
バス車両の車体補修及びシート生地等の張替え。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和6年6月21日から令和6年6月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年7月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 須藤

電話 044-200-3240

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定し

た金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年7月12日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年7月12日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年7月17日 午前9時30分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月21日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和6年度白単色LED式行先表示器購入
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年1月31日まで
- (4) 業務概要
令和6年度白単色LED式行先表示器購入。仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和6年6月21日から令和6年6月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 提出方法
持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年7月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 須藤
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等**(1) 入札方法**

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年7月12日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年7月12日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年7月17日 午前10時30分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月21日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

塩浜営業所ほか空調設備保守点検清掃業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜2-2-1ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 業務概要

本委託は、交通局の各営業所に設置されている空調設備を良好な状態で維持することを目的とし、夏季及び冬季のシーズン前に点検及び清掃の各業務を行い、さらに中間期には各営業所のフィルターの清掃を年2回行うものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「空調・衛生設備保守点検」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成27年度以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した空調設備保守点検業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。

(5) 冷媒フロン類取扱技術者(第1、2種)の資格を保有するものを業務に従事させること。また、資格保有者と雇用関係にあること。

(6) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2の(4)及び(5)を証明する書類((4)については契約書、仕様書の写し等、(5)については資格免許証及び雇用保険証の写し等)

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和6年6月21日から令和6年6月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年7月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

管理課施設担当 森山

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年7月12日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年7月12日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年7月17日 午前11時30分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契

約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第14号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月27日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程等

の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程(平成17年川崎市病院局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「するものをいう。以下同じ。)」の次に「又は医師就業管理システム(医師又は歯科医師の勤務情報等処理するための電子情報処理組織で病院事業管理者が認めるものをいう。以下同じ。)(以下「職員情報システム等」という。)」を加える。

第3条第2項第2号及び第3号中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改める。

第4条第3項中「という。)」の次に「又は医師若しくは歯科医師」を加える。

第5条中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改める。

第7条中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改める。

(川崎市病院局企業職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「するものをいう。以下同じ。)」の次に「又は医師就業管理システム(医師又は歯科医師の勤務情報等処理するための電子情報処理組織で管

理者が認めるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第13条第2項中「職員情報システム」の次に「又は医師就業管理システム」を加える。

第34条第1項中「ついて、職員情報システム」の次に「、医師就業管理システム」を加える。

(川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第3条 川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改め、同条第1項中「以下同じ。)」の次に「又は医師就業管理システム(医師又は歯科医師の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で管理者が認めるものをいう。以下同じ。)(以下「職員情報システム等」という。)」を加え、「原則として、職員情報システム」を「原則として、職員情報システム等」に改める。

(川崎市病院局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部改正)

第4条 川崎市病院局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市病院局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改め、同条第1項中「以下同じ。)」の次に「又は医師就業管理システム(医師又は歯科医師の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で管理者が認めるものをいう。以下同じ。)(以下「職員情報システム等」という。)」を加え、「原則として、職員情報システム」を「原則として、職員情報システム等」に改め、同条第2項中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改める。

(川崎市病院局企業職員の配偶者同行休業に関する規程の一部改正)

第5条 川崎市病院局企業職員の配偶者同行休業に関する規程(平成29年川崎市病院局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改め、同条第1項中「以下同じ。)」の次に「又は医師就業管理システム(医師又は歯科医師の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で管理者が認めるものをいう。以下同じ。)(以下「職員情報システム等」という。)」を加え、「原則として、職員情報システム」を「原則として、職員情報システム等」に改め、同条第2項中「職員情報システム」を「職員情報システム等」に改める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第33号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。))及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。))ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す

ること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人としま

す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	鹿島田看護職員宿舎 ルームエアコン更新
	履行場所	川崎市幸区鹿島田1-21-14(鹿島田看護職員宿舎)
	履行期間	契約締結日から令和6年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「家電通信」 種目「家電製品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年6月25日から令和6年7月16日まで受け付けます。	
競争参加資格確認通知	令和6年7月23日までに送付します。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和6年6月25日から令和6年7月16日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和6年8月5日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

予 定 価 格	公表しません。
最 低 制 限 価 格	設定しません。
そ の 他	・仕様書【別紙1 図面】および【別紙2 参考画像】については、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。 ・処分に係る費用は本契約と別途契約としますが、入札は処分に係る費用を含めた総額で競争入札を実施するものとします

川崎市病院局公告第34号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院ＲＯ装置及び手洗装置保守点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田２－２７－１（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和７年３月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「医療関連業務」 種 目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
	競争参加の申込	令和６年６月25日から令和６年７月９日まで受け付けます。
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和６年７月16日までに送付します。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕 様 に 関 す る 問 い 合 わ せ 等	令和６年６月25日から令和６年７月９日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和６年７月24日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９ 川崎御幸ビル７階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	

川崎市病院局公告第35号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月26日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下

「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受け付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(川崎市川崎区宮本町1番地) 本庁舎16階

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項

(工事・病院局・一般競争入札)」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院病棟浴室改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
	履行期間	契約の日から令和6年12月13日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
申込締切日	令和6年7月2日(火)まで受付けます。	
予定価格	未定	

入 札 保 証 金	免除とします。
低 入 札 調 査 基 準 価 格	設定します。
郵便入札締切日	令和6年7月26日(金)必着
開 札 日	令和6年7月30日(火)午前10時00分

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第19号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申立検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、案件ごとに定められた期間に

病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

(1) 仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

(2) 提出された質問書は、1(2)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(3) 回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通

知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

6 その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院総合医療情報システム等運用管理業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号(川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和6年10月1日から令和9年9月30日まで (3年間の長期継続契約)
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業種「電算関連業務」 種目「その他の電算関連業務」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	400床以上の病院において、富士通製電子カルテシステム EGMAIN-GX を主とする医療情報システムの運用管理業務を履行した実績を有すること。 (参加申込時に資格の保有がわかるような写し等を提出すること)
競争参加の申込	令和6年7月10日から令和6年7月24日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和6年8月1日までに送付します。	
現 場 視 察	設定しません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年8月21日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵 便 に よ る 入 札 書 の 提 出	提出期限	令和6年8月19日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of services to be purchased: Operative management of the general medical information system 1set at Kawasaki hospital 2 Time-limit for tender: 11:00 A.M. 21st August 2024 3 Time-limit for tender by mail: 19th August 2024 4 Contact point for the notice:	

Summary

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section, Management Planning Office,
Municipal Hospital Management Bureau
Kawasakimiyuki bldg. 7F
1-8-9, Isago, Kawasaki
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN
Tel 044-200-3857(Direct-in)

川崎市病院局公告(調達)第20号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年7月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 物品及び役務の名称

令和6年度庁内情報環境整備に係るパソコン等の賃貸及び保守に関する契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和6年6月20日

4 契約の相手方の氏名及び住所

F L C S株式会社 神奈川支店

支店長 齋藤 雄太

横浜市西区高島一丁目1番2号

5 契約金額

143,100,000円

(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和6年5月10日

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行
同 石 田 康 博
同 か わ の 忠 正

監 査 公 表

6 川 監 公 第 7 号

令和6年7月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年10月10日付け5川監公第7号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

- 1 令和5年度第1回定期（工事）監査結果に対する措置状況
- (1) 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの
- [指摘の要旨]
- 中野島住宅新築第5号工事は、市営住宅の新築を行うものであり、植生小学校校舎増築その他工事は、校舎の増築及び既存校舎の改修を行うものであり、白鳥中学校体育館改修その他工事は、既存体育館の改修を行うものである。
- 高所作業時の安全対策については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条第1項によると、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならない、同条第2項によると囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。
- しかしながら、これらの工事における高所作業時の安全対策についてみたところ、高さが2メートル以上の作業床の端及び開口部で作業員が墜落する危険があったにもかかわらず、囲い等を適切に設けていない状況が認められた。
- 高所作業時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対して墜落防止措置の徹底について指導されたい。
- [措置内容]
- 指摘事項については、高所作業時の安全対策が適切に実施されていないことから、監督員に対しては、各会議で措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまと

6川総コ第17号
令和6年4月25日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 川上 善行 様
同 石田 康博 様
同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年10月10日付け5川監報第4号で報告の提出がありました監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

め、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

- (工事番号4) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)
- (工事番号14) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)
- (工事番号28) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

(2) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

柿生小学校校舎増築その他工事は、校舎の増築及び既存校舎の改修を行うものであり、平小学校体育館改修電気その他設備工事は、既存体育館の改修を行うものである。

掘削時の安全対策については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の3第4項によると、深さ1.5メートル以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における雨水樹設置及び電線埋設に係る掘削についてみたところ、掘削の深さが1.5メートルを超え作業員に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、山留めを設けていない状況が認められた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者と必要な協議を行い、安全管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、掘削時の安全管理が適切に実施されていなかったことから、監督員に対して各会議により措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまとめ、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、掘削時の安全に関する適正な施工管理に努めます。

- (工事番号14) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)
- (工事番号33) (まちづくり局施設整備部電気設備担当)

(3) 火気使用時の火災予防措置に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

橋高等学校ほか2校校舎改修その他工事は、既存校舎等におけるトイレ改修及びエレベータ新設を行うものである。

溶接作業時の火災予防措置については、川崎市火災予防条例（昭和48年条例第36号）第31条第3項によると、溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、燃焼等による火災の発生を防止するため、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における鉄筋工事についてみたところ、付近に木製型枠やブルーシートなどの可燃性物品があるにもかかわらず、必要な火災予防措置を講じないまま、溶接作業を行っている状況が一部認められた。

火気使用時の施工管理に当たり、監督員は、火災の予防に努めるよう、請負者に対して防火管理の徹底について指導されたい。

葉液取扱時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対して保護具着用の徹底について指導されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、葉液取扱時の施工管理が適切に実施されていなかったことから、監督員に対して各会議により措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまとめ、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号49) (病院局川崎病院)

(5) その他改善を要するもの

〔指摘の要旨〕

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 工事引渡書の不適合責任期限を適切に設定すべきもの

工事引渡書の不適合責任期限が適切に設定されていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、工事目的物の引き渡しを受けるに当たり、関係法令等を十分に熟知した上で不適合責任期限を適切に定めるよう、工事担当者会議や課内会議を開催し、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な期限の設定に努めます。

(工事番号1) (まちづくり局登戸区画整理事務所)

〔措置内容〕

指摘事項については、火気使用時の施工管理が適切に実施されていなかったことから、監督員に対して各会議により措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまとめ、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号31) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

(4) 葉液取扱時の保護具着用に關する指導を適切に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎病院排水処理その他設備改修工事は、病院施設の感染系及び検査系排水処理設備における腐食性液体を取り扱う設備機器等の撤去及び更新を行うものである。

腐食性液体取扱時の安全対策については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第327条第1項によると、請負者は、腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者に、腐食性液体の飛散、漏えい又はいつ流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用させなければならないとされている。

しかしながら、腐食性液体である硫酸及び次亜塩素酸ソーダの電動ハンディポンプを用いた圧送による抜取り作業についてみたところ、眼を保護しなければならないにもかかわらず、作業員に保護めがね等を着用させていない状況が認められた。

(工事番号47) (交通局自動車部管理課)

(工事番号4・5・7・8・9) (まちづくり局住宅政策都市営住宅建

替推進課)

イ 工事費の積算において適切に施工費用を計上すべきもの
積算基準書の改定内容の確認が十分にされていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、積算基準書の改定内容について、職員の理解が
不十分であったことから、工事担当者会議を開催し、指摘内容を周知
しました。また、積算基準書を採用する際は、最新の基準となってい
るか、内容を確認し適正な積算に努めていくよう関係職員に周知徹底
を行いました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号2) (まちづくり局登戸区画整理事務所)

ウ 工事費の積算における適切な単価を採用すべきもの

工事費の積算における単価の採用に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、部内会議により措置内容の情報共有を図るとも
に、職員に対し、再発防止の研修を実施しました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号22) (まちづくり局施設整備部長寿命化担当)

エ 工事費の積算において適正に数量を計上すべきもの

舗装工事の積算において、路盤の層数に応じた数量を計上して

いなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、部内会議により措置内容の情報共有を図ると
もに、職員に対し、再発防止の研修を実施しました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

6 川 監 公 第 8 号
令和 6 年 7 月 10 日

監査の結果の訂正について(公表)

令和 6 年 3 月 25 日 付 6 川 監 公 第 6 号「監査の結果について(公表)」を次のとおり訂正します。

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行
同 石 田 康 博
同 かわの 忠 正

(訂正前)

定期(財務)監査・行政監査の結果

7 監査の結果

(1) 定期(財務)監査

ソ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(キ) 備品の管理を適正に行うべきもの

 b 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、同保険年金課、地域みまもり支援センター地域支援課、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、道路公園センター、高津区役所危機管理担当、地域みまもり支援センター、同地域支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター児童家庭課、同高齢・障害課、道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

(訂正後)

定期(財務)監査・行政監査の結果

7 監査の結果

(1) 定期(財務)監査

ソ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(キ) 備品の管理を適正に行うべきもの

 b 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、大師支所区民センター、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、道路公園センター、高津区役所危機管理担当、地域みまも

り支援センター、同地域支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター児童家庭課、同高齢・障害課、道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

職員共済組合公告

川崎市共済公告第11号

川崎市職員共済組合同定款第36条の規定に基づき、令和5年度決算を次のとおり公告します。

令和 6 年 6 月 26 日

川崎市職員共済組合

理事長 加 藤 順 一

1 令和5年度決算(別紙のとおり)

2 議決年月日 令和 6 年 6 月 17 日

令和5年度 決算書

川崎市職員共済組合

短期経理
貸借対照表

令和6年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		1,603,048,891	流動負債		8,978,092
普通預金	1,559,181,281		前受収益	8,978,092	
立替金	7,920				
未収金	624,690		固定負債		812,978,655
支払基金委託金	43,235,000		支払準備金	812,978,655	
			剰余金		781,092,144
			利益剰余金	781,092,144	
			欠損金補てん積立金	413,913,029	
			短期積立金	210,503,752	
			介護積立金	156,675,363	
資 産 合 計		1,603,048,891	負債・資本合計		1,603,048,891

短 期 経 理
損 益 計 算 書自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用			経常収益		
事業費用		10,994,472,037	事業収益		9,691,290,174
保健給付	4,646,366,462		短期負担金	4,187,865,075	
休業給付	575,750,208		介護負担金	620,702,420	
附加給付	41,318,721		短期掛金	4,181,900,545	
退職者給付拠出金	27,500		介護掛金	620,914,917	
前期高齢者納付金	1,658,605,330		短期任意継続掛金	69,241,378	
後期高齢者支援金	2,135,306,303		介護任意継続掛金	9,104,886	
病床転換支援金	2,629		雑収入	1,560,953	
介護納付金	1,158,851,499		補助金等収入		695,230,576
一部負担金払戻金	64,675,500		高額医療交付金	143,881,000	
短期任意継続掛金還付金	2,446,170		育児・介護休業手当金交付金	450,204,859	
介護任意継続掛金還付金	447,813		調整負担金	10,083,717	
連合会払込金	130,343,301		補助金	91,061,000	
連合会拠出金	580,330,601		事業外収益		1,746,611
			短期利息及び短期配当金	322,500	
			賠償金	1,424,111	
繰入金		17,939,610	前年度繰越支払準備金		655,921,680
業務経理へ繰入		17,939,610	前年度繰越支払準備金		655,921,680
次年度繰越支払準備金		812,978,655	特別利益		11,252,443
次年度繰越支払準備金		812,978,655	前期損益修正益		11,252,443
特別損失		8,826	当期損失金		861,380,555
前期損益修正損		8,826	当期短期損失金		861,380,555
当期利益金		91,422,911			
当期介護利益金		91,422,911			
合 計		11,916,822,039	合 計		11,916,822,039

厚生年金保険経理
貸借対照表

令和6年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			1,095,040,041	流動負債			1,095,040,041
当座預金		570,143		未払金		1,094,469,898	
普通預金		1,093,077,299		預り金		570,143	
未収金		1,392,599					
資 産 合 計			1,095,040,041	負債・資本合計			1,095,040,041

厚生年金保険経理
損益計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			20,882,349,001	経常収益			20,882,349,001
事業費用		20,882,349,001		事業収益		20,882,349,001	
負担金払込金	12,565,737,130			負担金	12,565,737,130		
組合員保険料払込金	8,316,611,871			組合員保険料	8,316,611,871		
合 計			20,882,349,001	合 計			20,882,349,001

退職等年金経理
貸借対照表

令和6年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			87,408,820	流動負債			87,408,820
普通預金		87,343,787		未払金		87,408,820	
未収金		65,033					
資 産 合 計			87,408,820	負債・資本合計			87,408,820

退職等年金経理
損益計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			1,363,958,322	経常収益			1,363,958,322
事業費用		1,363,958,322		事業収益		1,363,958,322	
負担金払込金	681,841,881			負担金	681,841,881		
掛金払込金	682,116,441			掛金	682,116,441		
合 計			1,363,958,322	合 計			1,363,958,322

経 過 の 長 期 経 理
貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			586,096	流動負債			586,096
普通預金		586,096		未払金		586,096	
資 産 合 計			586,096	負債・資本合計			586,096

経 過 の 長 期 経 理
損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			105,620,291	経常収益			105,620,291
事業費用		105,620,291		事業収益		105,620,291	
負担金払込金	105,620,291			負担金	105,620,291		
合 計			105,620,291	合 計			105,620,291

業 務 経 理
貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			130,547,778	流動負債			7,908,839
普通預金		130,317,027		未払金		4,782,375	
立替金		230,751		未払費用		2,818,568	
				預り金		307,896	
固定資産			289,695				
(有形固定資産)		289,695		剰余金			122,928,634
器具及び備品	289,695			利益剰余金		122,928,634	
				積立金	122,928,634		
資 産 合 計			130,837,473	負債・資本合計			130,837,473

業 務 経 理
損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			129,960,971	経常収益			111,549,268
事業費用		129,960,971		事業収益		93,103,063	
役員報酬	26,000			負担金	93,096,480		
職員給与	38,320,507			雑収入	6,583		
旅 費	198,322			連合会交付金		18,446,205	
事務費	17,068,604			連合会交付金	18,446,205		
委託費	15,993,866			繰入金			17,939,610
賃借料	4,433,964			短期経理より繰入		17,939,610	
普及費	284,450			特別利益			7,120
負担金	4,849,418			前期損益修正益		7,120	
連合会分担金	7,340,650			当期損失金			499,105
事務費負担金払込金	41,401,600			当期損失金		499,105	
雑費	25,000						
減価償却費	18,590						
特別損失			34,132				
前期損益修正損		34,132					
合 計			129,995,103	合 計			129,995,103

保 健 経 理
貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		292,783,027	流動負債		15,564,622
普通預金		242,425,852	未払金		15,262,175
未収金		50,357,175	未払費用		302,447
固定資産		450,000,000	剰余金		727,218,405
(無形固定資産)		450,000,000	資本剰余金		450,000,000
施設預託金	450,000,000		別途積立金	450,000,000	
			利益剰余金		277,218,405
			積立金	277,218,405	
資 産 合 計		742,783,027	負債・資本合計		742,783,027

保 健 経 理
損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		342,510,575	経常収益		351,472,435
事業費用		342,510,575	事業収益		351,472,435
職員給与	30,955		負担金	151,683,971	
厚生費	212,407,973		掛金	149,452,327	
特定健康診査等費	83,819,178		施設収入	50,336,137	
事務費	723,940				
委託費	40,700,487				
賃借料	1,519,320				
普及費	634,766				
連合会分担金	2,673,956				
当期利益金		8,961,860			
当期利益金		8,961,860			
合 計		351,472,435	合 計		351,472,435

貯 金 経 理
貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			783,659,255	流動負債			11,643,797,182
普通預金		768,894,611		組合員貯金		11,622,065,874	
未収収益		14,764,644		組合員貯金	11,622,065,874		
				未払金		40,810	
				未払費用		20,246,516	
				預り金		1,443,982	
固定資産			11,591,717,000				
金銭信託		1,600,000,000		剰余金			731,579,073
投資有価証券		9,991,717,000		利益剰余金		731,579,073	
国債	300,000,000			欠損金補てん積立金	581,103,294		
地方債	2,497,052,000			積立金	150,475,779		
社債	3,197,807,000						
諸債券	3,996,858,000						
資 産 合 計			12,375,376,255	負債・資本合計			12,375,376,255

貯 金 経 理
損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			42,036,632	経常収益			70,245,983
事業費用		42,036,632		運用収入		70,245,983	
職員給与	269,444			利息及び配当金	70,245,983		
事務費	710,562						
支払利息	41,056,626						
当期利益金			28,209,351				
当期利益金		28,209,351					
合 計			70,245,983	合 計			70,245,983

貸 付 経 理
貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			217,089,040	流動負債			394,969
普通預金		202,044,640		未払金		247,091	
未収収益		444,400		未払費用		47,240	
未収金		14,600,000		預り金		100,638	
固定資産			2,256,297,810	剰余金			2,472,991,881
(有形固定資産)		1		利益剰余金		2,472,991,881	
器具及び備品	1			欠損金補てん 積立金	37,814,891		
投資その他の資産		2,256,297,809		積立金	2,435,176,990		
金銭信託	1,500,000,000						
組合員貸付金	756,297,809						
資 産 合 計			2,473,386,850	負債・資本合計			2,473,386,850

貸 付 経 理
損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			2,276,988	経常収益			13,465,775
事業費用		2,276,988		事業収益		13,465,775	
職員給与	240,594			組合員貸付金利息	10,659,175		
事務費	683,650			連合会交付金	94,000		
委託費	290,400			利息及び配当金	2,712,600		
賃借料	277,200			特別利益			5,939
普及費	282,720			前期損益修正益		5,939	
連合会払込金	477,424						
雑費	25,000						
特別損失			106,800				
前期損益修正損		106,800					
当期利益金			11,087,926				
当期利益金		11,087,926					
合 計			13,471,714	合 計			13,471,714

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第108号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第12期	令和6年7月2日 (第12期)	計2件
令和6年度	介護保険料	第1期	令和6年7月2日 (第1期)	計9件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第109号

次の国民健康保険料及び介護保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第110号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第111号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第112号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手しうる日	件数 ・ 備考
令和5年度	国民健康保 険料	7期	令和6年7月2日 (7期)	計1件
令和5年度	国民健康保 険料	8期	令和6年7月2日 (8期)	計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第113号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	介護 保険料	第2期	令和6年7月2日	計17件
令和6年度	介護 保険料	第1期	令和6年7月2日	計19件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第114号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第115号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月24日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第116号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月24日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算

して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第117号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月25日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第118号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月25日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第119号

国民健康保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月28日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第120号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月28日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第121号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月28日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

（別紙省略）

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第30号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和6年6月20日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第31号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第32号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第36号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

（別紙省略）

川崎市中原区公告第37号

国民健康保険料に係る差押調書等を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第44号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市高津区長 高橋友弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第12期分	令和6年7月2日 (第12期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市高津区長 高橋友弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	国民健康保険料	第9期分	令和6年7月2日 (第9期分)	計2件
令和5年度	国民健康保険料	第10期分	令和6年7月2日 (第10期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第46号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月28日

川崎市高津区長 高橋友弘

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第33号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市宮前区長 齋藤正孝

(別紙省略)

宮前区公告第34号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月24日

川崎市宮前区長 齋藤正孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第35号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条

第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月24日

川崎市宮前区長 齋藤正孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（別紙省略）

多摩区公告

川崎市多摩区公告第27号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市多摩区長 佐藤直樹

（別紙省略）

麻生区公告

川崎市麻生区公告第32号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第33号

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年6月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第34号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年6月25日

川崎市麻生区長 山本奈保美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（別紙省略）

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第5号

川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正します。

令和6年6月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 山中典幸

川崎市川崎区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改

正する。

第 1 条中「第252条の20第 5 項」を「第252条の20第 6 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 4 項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条中第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 委員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(5) 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(6) 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第21条第 4 号中「軽易な」を「通例的な」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第22条に次の 1 号を加える。

(3) その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知等を処理すること。

第25条中「行なう」を「行う」に改める。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第 1 のとおりとし、そのひな形は、別表第 2 のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第26条の次に次の 1 条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。

3 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。

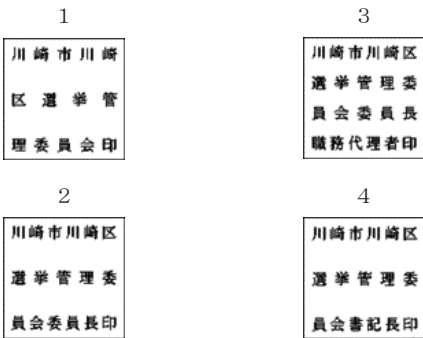
4 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第26条関係)

ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市川崎区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市川崎区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市川崎区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市川崎区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第 2 (第26条関係)



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

幸区選挙管理委員会告示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 5 号

川崎市幸区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第 2 号)の一部を次のように改正します。

令和 6 年 6 月 21 日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 目 黒 光 雄

川崎市幸区選挙管理委員会規程の一部を改
正する規程

川崎市幸区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第252条の20第 5 項」を「第252条の20第 6 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 4 項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条中第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 委員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(5) 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関する

こと。

(6) 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第21条第4号中「輕易な」を「通例的な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第22条に次の1号を加える。

(3) その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知等を処理すること。

第25条中「行なう」を「行う」に改める。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。

3 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。

4 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

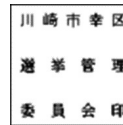
附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第26条関係)

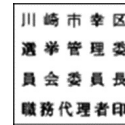
ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市幸区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市幸区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市幸区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市幸区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第2(第26条関係)

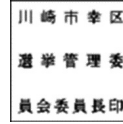
1



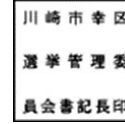
3



2



4



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第4号

川崎市中原区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市中
原区選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改
正します。

令和6年6月21日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 秋 谷 義 一

川崎市中原区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市中原区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市中
原区選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改
正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6
項」に改める。

第7条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4
項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」
に改める。

第11条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号
を加える。

(4) 委員の出張の命令及びその復命の受理に関するこ
と。

(5) 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関する
こと。

(6) 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に
関すること。

第21条第4号中「輕易な」を「通例的な」に改め、同号
を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号
の次に次の1号を加える。

(3) 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復
命の受理に関すること。

第22条に次の1号を加える。

(3) その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知
等を処理すること。

第25条中「行なう」を「行う」に改める。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。

3 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。

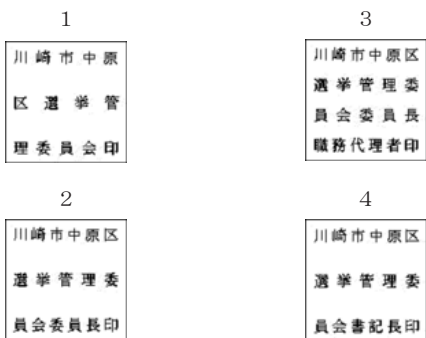
4 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第26条関係)

ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市中原区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市中原区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市中原区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市中原区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第2(第26条関係)



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第5号

川崎市高津区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正します。

令和6年6月19日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 堀 米 達 也

川崎市高津区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市高津区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第11条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 委員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(5) 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(6) 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第21条第4号中「輕易な」を「通例的な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第22条に次の1号を加える。

(3) その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知等を処理すること。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押

印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

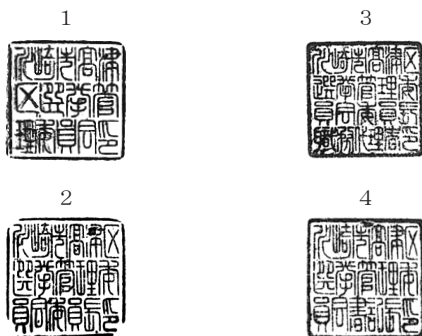
- 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。
- 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。
- 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第26条関係)

ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市高津区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市高津区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市高津区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市高津区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第2(第26条関係)



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第4号

川崎市宮前区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正します。

令和6年6月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 鵜野 智 幸

川崎市宮前区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市宮前区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改

正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第11条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- 委員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。
- 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関すること。
- 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第21条第4号中「輕易な」を「通例的な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第22条に次の1号を加える。

- その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知等を処理すること。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかななければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかななければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。

3 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。

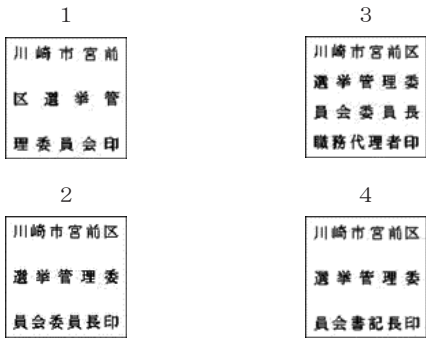
4 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第26条関係)

ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市宮前区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市宮前区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市宮前区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市宮前区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第2(第26条関係)



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第4号

川崎市多摩区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正します。

令和6年6月20日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 佐藤 光 一

川崎市多摩区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市多摩区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第11条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 委員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(5) 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(6) 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第21条第4号中「軽易な」を「通例的な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号

の次に次の1号を加える。

(3) 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第22条に次の1号を加える。

(3) その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知等処理すること。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。

3 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。

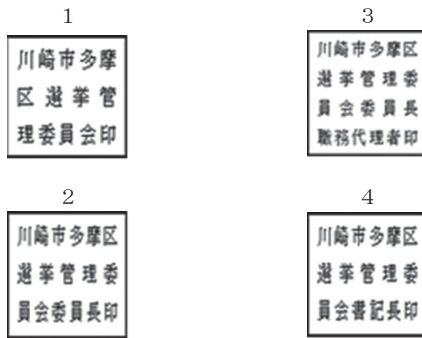
4 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第26条関係)

ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市多摩区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市多摩区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市多摩区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市多摩区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第2(第26条関係)



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号

川崎市麻生区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正します。

令和6年6月20日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 石 川 恭 由

川崎市麻生区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市麻生区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第11条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 委員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(5) 書記長の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(6) 書記次長の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第21条第4号中「軽易な」を「通例的な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 課長補佐以下の職員の外国出張の命令及びその復命の受理に関すること。

第22条に次の1号を加える。

(3) その他書記長専決を要しない、照会、回答、通知等を処理すること。

第26条を次のように改める。

(公印及び公印の管理等)

第26条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者(公印管理者)は、書記次長をもって充てる。

3 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

4 公印を使用する場合には、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(電子印影の使用)

第27条 電子計算機を利用して作成する文書で公印の押印を要するもののうち、特に必要と認められるものについては、電子印影を当該文書に打ち出すことにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の押印に代えて電子印影を使用しようとするときは、電子計算機への印影の記録は正確に行わなければならない。

3 電子計算機へ印影の記録を行う場合は、記録に使用する印影について、その使用状況を明らかにしておくとともに、使用後は速やかに廃棄しなければならない。

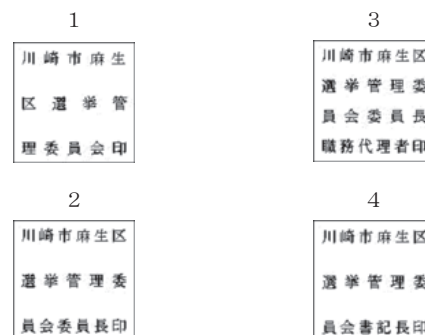
4 電子印影を使用する必要がなくなった場合は、速やかに電子計算機から消去しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第26条関係)

ひな形 番号	公印	書体	寸法(ミリ メートル)
1	川崎市麻生区選挙管理委員会印	てん書	方24
2	川崎市麻生区選挙管理委員会委員長印	てん書	方21
3	川崎市麻生区選挙管理委員会委員長職務代理者印	てん書	方21
4	川崎市麻生区選挙管理委員会書記長印	てん書	方18

別表第2(第26条関係)



附 則

この規程は、公表の日から施行する。

--	--